第3節 認知症とともに生きる社会づくり

柱 1 認知症施策の総合的な推進

現状と課題

- 団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年 (令和 7年) には、65 歳以上の高齢者の約 5 人 に 1 人、全国で約 700 万人前後、本県で約 45 万人前後が認知症になると見込まれます。
- 2023 年(令和5年)には、早期のアルツハイマー病患者等を投与対象とする新薬が日本でも承認され、早期発見、早期診断及び早期対応の重要性が増しています。
- また、2023 年(令和5年)6月には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本 法」が公布され、認知症の人を含めた国民一人一人が、相互に人格と個性を尊重しつつ 支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を推進することが目的とされました。
- 県が実施した「認知症施策評価のためのアンケート調査」の 2022 年度(令和4年度)の実施結果では、認知症の人ご本人で「自分の思いが尊重されていると思う」と回答した方は 59%で、第8期計画で定めた指標を上回りましたが、認知症の理解に関する質問では、指標を達成することができず、理解促進について課題があると考えられます。
- こうした現状を踏まえ、認知症に関する正しい知識と、認知症の人への正しい理解を 深め、共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

目指すべき方向性

- 県では、2023 年(令和5年)4月1日に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ~ともに生きる社会を目指して~」を施行しており、認知症の人も含め、当事者一人一人 の立場に立った福祉の推進を図り、当事者が望む暮らしを実現する施策に取り組みます。
- 併せて、ご家族やケアラーの意見にも耳を傾け、ご家族等の支援にも努めます。
- 県は、これまでも、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものと捉える 「未病」の考え方を取り入れた「認知症未病改善」の取組を推進してきましたが、今後 は、県内市町村や産業界、大学等と連携した、新たな認知症未病改善プロジェクトの全 県への展開と、そのための基盤整備も進めます。
- 認知症基本法に定める地方公共団体としての責務を全うしながら、神奈川らしい施策 を展開し、認知症とともに生きる社会、共生社会の実現に向けた取組を推進します。

指標

指標	現状	目標
県のアンケート調査において、認知症の人が「周りの	2022年 48%	2026年 65%
すべての人が、認知症を正しく理解してくれている。」	(令和4年)	(令和8年)
と答える割合		
同調査において、「周りのすべての人が、認知	症を正しく理解	してくれてい

指標の 考え方 る。」との問いに「とてもそう思う」「わりとそう思う」と答える人の割合を、認知症に関する理解促進などを進めることで、令和8年に65%とすることを目標とします。

主要施策1 認知症の人に関する理解の増進等

認知症とともに生きる社会、共生社会の実現のため認知症に関する正しい知識と、認知症の人に関する正しい理解を深めるように取組を推進します。

主要施策の方向

- ◇ 誰もが認知症とともに生き、介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は 誰にも身近なものであることを伝えるため、社会全体に対する普及・啓発を推進します。
- ◇ 認知症に関する社会の見方を変えるきっかけとし、また、多くの認知症の人の希望となるよう、認知症の人がいきいきと活動している姿を広く伝えます。
- ◇ 地域で認知症の人やその家族を見守る認知症サポーターの養成を、学校や企業とも連携して進めます。

構成施策① 認知症に関する理解促進・相談先の周知

○ 認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を深めるための施策に取り組みます。

> 認知症に関する理解の普及促進

認知症の人の視点に立ったキャンペーンなど、普及啓発を推進するとともに、県や市町村の相談窓口や認知症の人や家族、地域住民など誰もが参加することができ、集う場である認知症カフェなどについて、ホームページやリーフレットなどで周知します。

認知症についての情報提供や、認知症に関する講演会の開催、オンラインも活用した普及啓発を図るとともに、県立高校等における高齢者に対する理解を深めるための教育を進めます。

> 相談先の周知

認知症コールセンターのほか、地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センターや認知症疾患医療センターなど県や市町村が設置する相談窓口を周知します。

県が運営する「かながわ認知症ポータルサイト」においては、相談窓口の他、認知症に 関する基礎知識や支援策などの情報をわかりやすく発信します。

▶ 認知症サポーターの養成

県と市町村では、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」や、サポーター養成講座の講師役となる「認知症キャラバン・メイト」の拡充に取り組みます。

また県の取組にあたっては、学校現場や企業との連携や、オンライン活用を進めます。

1土安	尹未】(嗣笠甲)	
事業	事業名	事業内容
番号	(事業主体)	
	キャンペーン等による	9月21日の認知症の日などの機会を捉えて、「オレンジライトアップ」な
99	普及啓発	どと併せた認知症理解のための取組を進めるとともに、地域で開催している
	(県·市町村·関係団体)	家族のつどいの支援、相談会などの取組も行います。
	認知症ポータルサイト等	認知症について情報をより一元的に提供するため、県ホームページにお
100	による普及啓発	いて、「認知症ポータルサイト」として認知症に関する基礎知識や相談窓口
	(県·市町村·関係団体)	など、認知症に関する様々な情報を発信します。
	初知庁サポーター業式	地域で認知症の人やその家族を見守る認知症サポーターを養成しま
101	認知症サポーター養成講座	す。高校生に対して VR 体験を取り入れた講座の開催をするなど学校や企
		業等とも連携して実施します。
	認知症キャラバン・メイト	認知症に対する理解の普及啓発を図るため、普及啓発の講師役となる
102	等養成研修事業	「認知症キャラバン・メイト」を養成し、認知症サポーターの拡充に取り組み
	(県·市町村·関係団体)	ます
		(1)相談·訪問·支援指導
		保健福祉事務所等は、認知症の人本人、家族等の専門相談等を実施
	初知点方数老业技术签	するとともに、認知症の本人家族を支える応援者を養成し、活動を支援する
100	認知症高齢者地域施策	ため、認知症サポーターやオレンジパートナーの養成講座等の研修を実施
103	事業(県 *保健所設	します。
	置市域を除く)	(2)普及啓発事業
		保健福祉事務所等が、市町村や地域包括支援センター等と連携し、地
		域の実情を踏まえた認知症普及啓発を進めます。

構成施策② 認知症の人本人からの発信支援

○ 認知症の人本人がいきいきと活動している姿を積極的に発信していくことで、認知症 に対する画一的で否定的なイメージを払拭するとともに、多くの認知症の人本人や家族 の希望をとなるような取組を推進します。

> 認知症本人大使による本人発信

県では、認知症の人ご本人が思いを直接伝え、その人らしい活動を発信する仕組みとして、「かながわオレンジ大使」(認知症本人大使)を委嘱しています。

オンラインも活用し、講座やイベント等で自分の言葉で語っていただくなど、様々な媒体で本人の思いを発信していただくほか、ピアサポート活動や音楽演奏、美術作品や写真の展示などを通じた本人発信を支援します。

認知症の日や認知症月間のキャンペーンにおいては、集中的に発信していきます。

▶ 本人ミーティングの実施支援

認知症の人同士が自身の希望や必要としていること等を語り合う本人ミーティングや認知症カフェの開催を支援します。

【主要事業】 (調整中)

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
	認知症施策普及・相談	「かながわオレンジ大使」(認知症本人大使)等による本人発信支援を実
104	支援事業(県・市町村・	施します。本人の思いを発信していただくなど、ご本人の希望や体調に合
	関係団体)	わせ、参加・協力が可能な活動を行っていただいています。

解 説 認知症本人大使

「認知症施策推進大綱」(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)において、 認知症の人が地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会を実現するため、認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう「認知症本人大使」を国が創設することとされた。国は令和2年1月に5人の認知症本人大使「希望大使」を任命した。大綱には、都道府県ごとに「地方版希望大使」を設置することが目標として掲げられている。

解説「かながわオレンジ大使」とは~神奈川らしいあり方を目指して~

本県には、既に活動されている認知症の人にご本人が多くいらっしゃることから、神奈川らしい 大使のあり方について、そうした認知症の人ご本人やご家族、支援者の皆様から御意見を伺って きました。

「国の本人大使は特別な人という感じ。認知症の人はそういう人ばかりではないということをわかってほしい。」「一人で活動するのは難しい。複数ならできるかもしれない。」「失敗したとき 傷つきたくない。」「これまで活動してきた人以外にもやりたい人がいるかもしれないので、

公募にするのがよい。」「選考はなじまない。登録制のようにするのがよい。」といったご意見を踏まえ、本県では、「大使」の人数は定めず、なるべく応募された方全員に、ご本人の希望や 体調に合わせ、参加・協力が可能な活動を行っていただくことにしました。

名称は、これまで本県が独自に取り組んできた「オレンジパートナー」等にちなみ、「かながわオレンジ大使」とし、令和3年4月に大使を創設し、令和5年5月より第2期の大使の方に委嘱しています。

主要施策2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

認知症の人ができる限り、住み慣れた地域で自立して、かつ、安心して他の人々と共に 暮らすことのできる安全な地域づくりを推進します。

主要施策の方向

- ◇ 認知症の人を含めた高齢者などにとってのバリアフリーのまちづくり、交通安全対策の 充実に取り組むとともに、地域で暮らし続けられるよう多様な住まいの確保を進めます。
- ◇ 認知症の人の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進、消費者被害防止施策の推進、高齢者虐待防止施策の推進に取り組みます。
- ◇ オレンジパートナーネットワークにより、認知症の人やその家族への支援の充実や認知症サポーター及びオレンジパートナーの活動促進を行います。
- ◇ 認知症の人やその家族のニーズにあった具体的な支援を行う「チームオレンジ」の地域ごとの構築を支援します。
- ◇ 行方不明になってしまった認知症高齢者等を早期に発見し、保護する体制を充実します。
- ◇ 老人クラブによる友愛訪問活動等により、高齢者の一人暮らし家庭などを日頃から見 守ります。

構成施策① 「認知症バリアフリー」の推進

○ 生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で安心して 暮らし続けるための障壁を減らしていく、具体的な支援体制の構築を進めます。

▶ 「認知症バリアフリー」の推進

認知症の人を含めた高齢者などにとって暮らしやすい街づくりを進めるため、「神奈川 県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づく取組を進めるとともに、道路や公共交通 機関のバリアフリーを進めます。

また、通院、通所等を目的とする福祉有償運送の制度普及を図るほか、高齢者の交通安全対策を推進するとともに、高齢者が地域で安全で安心して住むことができる高齢者向け住宅の整備、居住支援の推進を図ります。

認知症高齢者等判断能力が十分でない高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進を図るとともに、消費者被害防止のため、認知症の人を含めた高齢者等を地域で見守る消費者安全確保地域協議会の構築を促進します。さらに依然として深刻な高齢者虐待の防止施策を推進します。

構成施策② 地域での見守り体制の整備

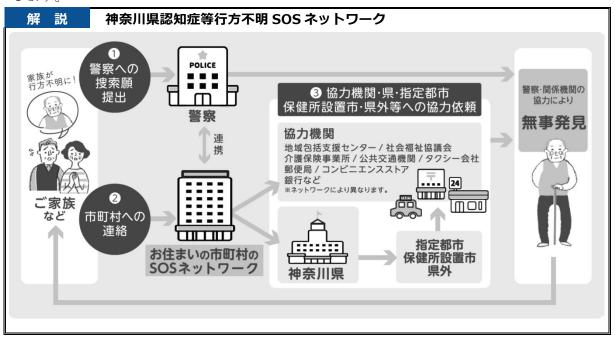
- 市町村では、認知症等のおそれがある高齢者を対象に、地域の見守り体制を構築しています。
- 県では、認知症の人が行方不明になった際に早期発見、保護ができるよう、市町村と 連携した認知症等行方不明SOSネットワークの取組を充実していきます。
- また、民生委員・児童委員による一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯などへの 見守りを支援するほか、個人宅を訪問する事業者と見守り活動を進めるための協定を締 結するなど、見守り体制の充実に取り組みます。
- さらに、オレンジパートナーなど、認知症の人やその家族のニーズにあった具体的な 支援の仕組みづくりを進めます。

▶ 認知症等行方不明SOSネットワークの運営

認知症の人が、その症状により、道がわからなくなって行方不明になったり、交通事故や予期せぬケガに見舞われるなど、本人の生命にかかわる問題であるとともに、介護する家族の大きな負担となっています。

県と市町村では、道に迷った高齢者の安全を守り、家族が安心して在宅での介護を続けられるよう、認知症等によって行方不明となった人や保護された人について、警察、行政、民間などの関係機関が連携し、事前の情報共有などにより、早期発見及び身元確認を推進する「認知症等行方不明SOSネットワーク」を運営しています。

また、市町村では、行方不明となった高齢者を位置探索できる GPS 機器や、通報先などを検索できる二次元コードシール等の給付・貸与のほか、ネットワークの登録者が、事故などで賠償責任を負った場合に備えた賠償責任保険に負担なしで加入するといった取組により家族に対する支援を行います。県では、市町村が実施する認知症高齢者見守り事業等の地域支援事業を支援するとともに、事例や機器等の情報収集を行い、市町村に情報提供します。



▶ 老人クラブによる訪問活動の支援

老人クラブが中心となって、会員やボランティアなどからなる「友愛チーム」をつくり 地域の支え合いの担い手として、一人暮らしの高齢者などの世帯を訪問し、相談相手や話 し相手になったり、簡単な家事の手伝い等を行う友愛訪問活動を実施します。

県は、市町村老人クラブが行う友愛訪問活動に対し支援します。

▶ 認知症オレンジパートナーネットワークの推進

県では、認知症サポーターやオレンジパートナー¹などの個人の支援者、地域の支援団体、企業、行政、さらには認知症カフェや、チームオレンジなどの関係者が連携し、認知症の人やその家族を支援する「認知症オレンジパートナーネットワーク」を構築しています。

2022(令和4)年度には、専用ウェブサイトをリニューアルし、支援者同士の情報共有 や意見交換、若年性を含む認知症の人のニーズと社会参加活動や就労をマッチングする取 組などを充実させています。



URL: https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/1393/orangepartner/index.html

_

^{1 2017} 年度(平成 29 年度) と 2018 年度(平成 30 年度)に県独自の取組として養成したボランティア

▶ 「チームオレンジ」の構築運営支援

市町村においても、オレンジパートナー等が支援チームを作り、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的に支援につなげる仕組み(チームオレンジ)の構築を進めていく必要があることから、県では、「オレンジチューター」を講師として、チームオレンジ・コーディネーター研修を実施するなどし、オレンジパートナーネットワークも活用して、市町村におけるチームオレンジの構築や運営を支援します。

事業	事業名	
番号	(事業主体)	事業内容
щ		認知症等によって行方不明となった人や保護された人について、警察、
105	認知症等行方不明 SOS	行政、民間などの関係機関が連携し、事前の情報共有などにより、早期発
100	ネットワークの運営	見及び身元確認を推進する「認知症等行方不明 SOS ネットワーク」を運営
		します。
		民生委員・児童委員は、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯など
	民生委員・児童委員に	生活面で不安がある方へ、行政機関、施設などとの連携を行いながら、地
106	よる訪問活動への支援	域での見守りを行います。
	(県・指定都市・中核市)	県では、民生委員・児童委員への研修を支援するなど、民生委員・児童
		委員の活動しやすい環境づくりを進めます。
		老人クラブが中心となって、会員やボランティアなどからなる「友愛チー
	老人クラブによる訪問活	ム」をつくり、地域の支え合いの担い手として、一人暮らしの高齢者などの世
107	動の支援(県・横浜市	帯等を訪問し、相談相手や話し相手になったり、簡単な家事の手伝い等を
	川崎市)	行う友愛訪問活動を実施します。
		県は、市町村老人クラブは行う友愛訪問活動に対し支援します。
		認知症サポーターや、行政、地域の支援団体等が連携して地域で認知
	オレンジパートナー活動	症の人やその家族を支える仕組みである「認知症オレンジパートナーネット
108	支援事業	ワーク」の取組を推進します。
	人]友尹禾	また、チームオレンジ・コーディネーター研修等を実施し、市町村が取り
		組むチームオレンジの整備に対する支援を行います。

主要施策3 認知症の人の社会参加の機会の確保等

認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、若年性認知症を含めた 認知症の人の社会参加に関する啓発、知識の普及の取組を推進します。

主要施策の方向

- ◇ 認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有することができる機会、認知症の人の 社会参加の機会の確保に取り組みます。
- ◇ 地域で認知症の人やその家族を見守る認知症サポーターの養成を、学校や企業とも連携して進めます。
- ◇ 若年性認知症支援コーディネーターを設置し、個別相談による若年性認知症の人やその 家族に対する相談対応、サービス調整、社会参加の支援(居場所づくり)等を行います。
- ◇ 若年性認知症の人の支援に携わる人たちに研修を実施し、日常生活の支援や就労支援のための知識及び技術を伝えるとともに、職域・障害福祉関係機関等と連携し、自立支援のネットワークを構築します。

構成施策①

認知症に係る経験等を共有することができる機会、社会参加の機会の確保

地域で暮らす認知症の人とともに、認知症への正しい理解を深めるとともに、認知症の人ができることや、やりたいことを活かして、希望やいきがいを持って暮らしていけるよう認知症の人の経験を共有する機会や、本人による支援活動であるピアサポートの場を増やしていきます。

> 認知症に関する理解の普及促進

県では、認知症の人や家族、地域住民など誰もが参加することができ、集う場である認 知症カフェなどについての情報提供や普及を促進していきます。

またご本人同士が自身の希望や必要としていること等を語り合う本人ミーティングや認知症カフェの開催を支援します。

▶ 認知症オレンジパートナーネットワークの推進

県では、認知症サポーターやオレンジパートナー²などの個人の支援者、地域の支援団体、企業、行政、さらには認知症カフェや、チームオレンジなどの関係者が連携し、認知症の人やその家族を支援する「認知症オレンジパートナーネットワーク」を構築しています。

2022(令和4)年度には、専用ウェブサイトをリニューアルし、支援者同士の情報共有 や意見交換、若年性を含む認知症の人のニーズと社会参加活動や就労をマッチングする取 組などを充実させています。

^{2 2017} 年度(平成 29 年度)と 2018 年度(平成 30 年度)に県独自の取組として養成したボランティア

▶ 認知症カフェ等の設置・普及

県では、認知症の人や家族、地域住民など誰もが参加することができ、集う場である認 知症カフェなどについての情報提供や普及を促進していきます。

市町村では、地域の実情に応じて認知症地域支援推進員等が企画し、認知症の人が集まる場や認知症カフェなどの認知症の人や家族が集う取組を進めています。

> 老人クラブによる社会参加の促進

地域に密着した組織として、自らの健康、生きがい活動や友愛活動をはじめとするボランティア活動を行う老人クラブについて、神奈川県老人クラブ連合会や市町村と連携して 支援します。

事業	事業名	
番号	(事業主体)	事業内容
		認知症サポーターや、行政、地域の支援団体等が連携して地域で認知
(100)	オレンジパートナー活動	症の人やその家族を支える仕組みである「認知症オレンジパートナーネット
1	支援事業	ワーク」の取組を推進します。
円拘		また、チームオレンジ・コーディネーター研修等を実施し、市町村が取り組
		むチームオレンジの整備に対する支援を行います。
		県内 31 市町村老連が行う次に列記する各事業の企画運営にかかる指
	老人クラブ高齢者社会	導・助言や情報提供等の取り組みを推進します。(横浜市・川崎市を除く)
109	をバクノノ高齢有社会参画活動推進事業	社会参加活動推進事業、健康づくり振興事業、連絡調整事業、神奈川県
		主催(高齢者社会参画活動関係)事業への参加協力、運営等支援事業など
		を進めます。
		【再掲】・若年性認知症支援コーディネーターの設置
		若年性認知症の一人一人が、その状態に応じた適切な支援を受けられるよ
		うにするため、地域での相談対応や、支援に携わる者同士のネットワークの
		調整を行うコーディネーターを設置します。
110	若年性認知症対策総合	・若年性認知症自立支援ネットワークの構築
110	推進事業(県)	若年性認知症の当事者を含めて、学識経験者や認知症疾患医療センタ
		一、コーディネーター等により、容態に応じた適切な支援のための連絡会
		議を開催します。
		また、職域や障害福祉関係機関を対象として、就労支援や経済的支援、居
		場所づくり等に関する知識を習得するための研修を開催します。

構成施策② 若年性認知症の人への支援

若年性認知症は、初期症状が認知症特有のものではなく診断しにくい、本人や周囲の人が何らかの異常に気付くが、受診が遅れ、必要なサービスを受けるまでに時間がかかるなどの特徴があることから、改めて若年性認知症について普及啓発を進め、早期診断・早期対応へつなげることが重要です。

また、若年性認知症の人が役割を担い、社会参加を継続していくための居場所づくりや 就労・社会参加等様々な分野にわたる支援を行っていく必要があります。

▶ 若年性認知症支援コーディネーターの設置

県内の若年性認知症支援コーディネーターの設置状況は、県域に3か所、横浜市に4か所、川崎市に1か所となっています。診断後の保健医療・福祉サービスを切れ目なく提供するため、連携を十分に図り、電話や面接、さらには本人の自宅や就労先の企業等の訪問、相談により必要なサービス調整等のほか、地域のつどいへの参加や支援などを行います。

また、若年性認知症の正しい理解の促進のため、地域で研修会等を開催するほか、若年性認知症の人が就労や社会参加を継続するための支援も進めます。

▶ 若年性認知症自立支援ネットワークの構築

県では、若年性認知症の人への理解を促進し、ハローワークをはじめとした就労に関連する職域団体や、産業保健関係者との連携、企業への周知、若年性認知症の人が利用できる通所介護サービス事業所、障害サービス事業所等の情報収集などに取り組みます。

また、若年性認知症自立支援のための会議を開催し、当事者を含めた関係者により、若年性認知症についての施策を検討するほか、若年性認知症の特性や就労支援についての理解を深めるなどの研修会等を通じて支援体制のネットワークを構築します。

	サネ』(明正1)	
事業 番号	事業名 (事業主体)	事業内容
111	若年性認知症対策総合 推進事業(県)	 ・若年性認知症支援コーディネーターの設置 若年性認知症の一人一人が、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするため、相談やネットワークの調整を行うコーディネーターを設置します。 ・若年性認知症自立支援ネットワークの構築 当事者、学識経験者、認知症疾患医療センター、コーディネーター等により、容態に応じた適切な支援のための連絡会議を開催します。 職域や障害福祉関係機関を対象として、就労支援や経済的支援、居場所づくり等に関する研修を開催します。

若年性認知症とは 解 説

若年性認知症とは、65歳未満で認知症になった方のことをいいます。

令和2年の調査*によると最初に気づいた症状は、「もの忘れ」が最も多く(66.6%)、「職場 や家事などでミス」(38.8%)「怒りっぽくなった」(23.2%)がこれに続いています。 多く方が現役で仕事や子育てをしているため、高齢者とは異なる課題を抱えており、診断の早期 から、状態に応じた就労の継続や家族へのケア等の多様な支援につなげることが重要です。 令和2年の若年性認知症実態調査結果概要によると

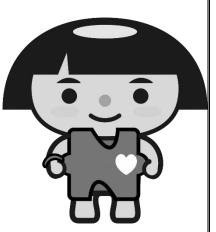
- ・18 歳~64 歳人口における人口 10 万人当たり若年性認知症者数(有病率)は、50.9 人 (前回調査(H21.3)47.6 人)です。年齢が高くなるにつれ、有病率も高くなりますが、 全国では、3.57 万人、本県では、2800 人程度(2017~2019 年度調査)と推計していま す。
- *日本医療研究開発機構認知症研究開発事業による「若年性認知症の有病率・生活実態把握と 多元的データ共有システムの開発」(令和2年3月より)

認知症の人と家族を支えるマーク 解 説

県では、認知症施策の普及啓発を推進するため、認知症の人や 家族などの意見を踏まえ、独自のマークを作成し、市町村や団体 等と協力して、このマークを活用した取組を行っています。

認知症の人と家族を支えるマークとは…

- ・『パズルのピース』…認知症の人の記憶が欠けてしまうこと、 認知症を支える人たちが、認知症の人が感じやすい不安や疎外感 を埋めるピースとなれるようにとの思いが込められています。
 - ・『ハート』…あたたかい心づかいを表しています。
 - ・『 N 』…認知症の頭文字



かながわキンタロウと神奈川県認知症の人と家族を支えるマ-

主要施策4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益を保護する取組を推進します。

主要施策の方向

- ◇ 認知症の人の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進並びに消費者被害防止施策及 び高齢者虐待防止施策の推進に取り組みます。
- ◇ 認知症の人に対する分かりやすい形での情報提供の促進、消費生活における被害を防止するための啓発等に取り組みます。

構成施策① 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護の取組

> 認知症の人の意思決定の支援

本人の意思をできるだけくみ取り、それを活かした支援につなげるため、医療従事者、介護サービス事業所の従事者、認知症グループホーム等の管理者になる者に対して実施する研修において、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン (2018 年(平成30年)6月)」の内容を盛り込みます。

> 成年後見制度の利用促進、消費者被害防止施策の推進、高齢者虐待防止施策

認知症高齢者等判断能力が十分でない高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進を図るとともに、消費者被害防止のため、認知症の人を含めた高齢者等を地域で見守る消費者安全確保地域協議会の構築を促進します。

さらに、依然として深刻な高齢者虐待の防止施策を推進します。

主要施策5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

認知症の人それぞれの状況に応じた適切な医療を受けることができるよう、認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適切に提供するための取組を推進します。

主要施策の方向

- ◇ 早期発見、早期診断及び早期対応のため、認知症サポート医や認知症疾患医療センターを中心とした地域の認知症医療支援体制を強化します。
- ◇ 市町村に設置される認知症初期集中支援チームの活動を増進します。
- ◇ 地域のネットワークの中で重要な役割を担うかかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師等に対する認知症対応力向上研修を実施します。
- ◇ 認知症の人の生活を支える介護を提供するため、認知症に対応した介護保険サービス の適切な提供や、認知症介護の専門人材の養成を推進します。
- ◇ 認知症の人やその家族を支援するため、有識者や本人、家族等で構成する協議会により認知症施策の諸課題について検討します。
- ◇ 認知症に関する相談体制の充実を図ります。

構成施策① 早期発見、早期診断及び早期対応、医療提供体制の整備

認知症に対して、適切な医療とケアを行うためには、早期発見が何よりも重要です。 そこで、できるだけ早期に、認知症専門医療を受診し、的確な診断に基づいた適切な医療や介護の療養方針を決定することが不可欠となります。

また早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期対応の体制が構築されるよう、市町村に設置する認知症初期集中支援チームの活動を推進することが重要です。

▶ 認知症疾患医療センターを中心としたネットワークの充実

早期発見、早期診断及び早期対応のため、認知症サポート医や認知症疾患医療センターを中心とした地域の認知症医療支援体制を強化します。

認知症における専門医療の提供や介護との連携の中核機関としての役割を担っている 県と政令市が設置する「認知症疾患医療センター」は、2次医療圏に1か所設置する「地域拠点型」と地域の認知症サポート医やかかりつけ医、医療・介護・保健関係機関との連携を強化する「連携型」があり、適切な医療提供と介護との連携に努めています。

また、県では、「連携型」認知症疾患医療センターの増設に加え、専門医療機関として 認知症医療に関する研究や情報提供、人材育成、地域との連携の核としての機能を強化す るため、統括的な役割を担う「基幹型」認知症疾患医療センターの設置などの認知症疾患 医療センターのあり方について検討を進めます。

▶ 市町村における認知症初期集中支援チーム活動の充実

認知症サポート医をはじめとするチーム員が、初期の段階で、医療と介護の連携のもとに、認知症の人やその家族に対して適切な支援を行います。

県では、認知症サポート医の養成や、「地域包括ケア会議」の開催、好事例の紹介、チーム員と連携する「認知症地域支援推進員」の資質向上のための研修を実施するほか、保健福祉事務所等からチーム員会議に専門職を派遣するなど、市町村の取組を支援します。

> 認知症ケアと医療の連携

市町村に配置されている「認知症地域支援推進員」は、認知症の人や家族等への相談支援や、認知症の人の状況に応じて医療や介護サービス等との連携支援の充実を図ります。

地域包括支援センターでは、認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センターとの連携を通して認知症ケアと医療の連携に取り組みます。

また、認知症疾患医療センター・診療所や、認知症初期集中支援チームとの連携により、認知症の医療と介護の切れ目のないケアを推進します。

▶ 認知症ケアパスの確立

県内の全ての市町村で、認知症の容態に応じて、地域ごとの医療・介護の資源について 情報提供をしたり、相談窓口を案内する「認知症ケアパス」を作成しています。

認知症の人一人ひとりが、ケアパスに沿って支援の目標を設定し、認知症の人や家族医療、介護関係者の間で共有され、切れ目なくサービスが提供されるようにその活用を推進します。

解 説 認知症ケアパス

認知症の進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスや支援を利用することができるのかを、各市町村で標準的にまとめたもの

▶ 医療と介護の情報共有ツールの普及

県では、地域における認知症支援ネットワークの構築のため、「大切なあなたへのより そいノート~くらしと医療・介護をつなぐために~」の普及を行っています。市町村が作 成する認知症ケアパスと併せて活用することで、医療と介護関係者が相互に情報を共有す る体制を支援します。

事業	事業名	事業内容
番号	(事業主体)	テベリロ
112	認知症地域支援等研修 事業(県·市町村)	認知症初期集中支援推進事業及び認知症地域支援推進員の活動の推 進が図られるよう、認知症初期集中支援チーム員研修へ受講者を派遣する
	事未(尿·川門川)	とともに、認知症地域支援推進員の資質向上のための研修を開催します。
	認知症疾患医療センタ	認知症の専門的な医療体制を強化するため、鑑別診断、専門医療相
113	一運営事業(県・指定都	談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、介護との連携、かかりつ
	市)	け医等への研修を行います。

構成施策② 医療従事者等の認知症対応力向上の促進

- 保健・医療・福祉の相互の有機的な連携を確保し、保健医療及び福祉サービスを切れ 目なく提供することに取り組みます。
- 保健・医療・福祉の人材の確保及び資質の向上のための取り組みを推進します。

> 認知症医療支援体制の強化

高齢者等が日頃から受診する病院や診療所の主治医(かかりつけ医)を対象として、認知症の早期発見や対応力の向上を図るための「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施するとともに、かかりつけ医の研修指導者であり、市町村に設置される認知症初期集中支援チームの中心となって専門医療機関との連携を担う「認知症サポート医」を養成します。

さらに、認知症サポート医に対してフォローアップ研修を実施し、情報提供や事例検討 を行うことで、地域における認知症サポート医の連携強化を図ります。

また病院勤務の医療従事者及び地域の関係機関の職員を対象として、病院での対応力の向上や多職種連携、地域連携を図るための「病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修」を実施するほか、認知症の人や家族と関わることが多く、認知症の早期発見・早期対応等のための地域のネットワークの中で重要な役割を担う歯科医師、薬剤師、看護職員等の各職種を対象とした認知症対応力向上研修を実施し、医療・介護の連携を促進します。

また、本人の意思をできるだけくみ取り、それを活かした支援につなげるため、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン(2018 年(平成 30 年)6月)」の内容を研修に盛り込みます。引き続き、医療従事者等の受講機会を増やすため、オンラインも活用します。

介護サービスの基盤整備・介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進

高齢者が住み慣れた地域において、認知症の進行を緩やかにし、精神的に安定した生活を送ることができるよう、「(介護予防)認知症対応型共同生活介護」や「(介護予防)認知症対応型通所介護」、また「小規模多機能型居宅介護」など地域密着型サービスの適切な提供を促進します。

認知症高齢者に対するサービスの充実を図るため、介護サービス事業所の従事者、認知症介護の現場の実践リーダー等に認知症介護への理解、介護技術等の研修や講座を開催します。

1工女=	尹未】(神笙中)	
事業	事業名	事業内容
番号	(事業主体)	
114	認知症サポート医養成 研修(県・指定都市)	認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言や支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携・推進役であり、認知症初期集中支援チームの中心となる医師(認知症サポート医)を養成します。
115	認知症サポート医フォロ ーアップ研修	認知症サポート医に対して、地域における認知症の人への支援体制の 構築という役割を果たすために必要な知識を習得するための研修を実施し ます。
116	かかりつけ医認知症対 応力向上研修	かかりつけ医に対し、適切な認知症診断の知識・技術や家族からの話や 悩みを聞く姿勢を習得するための研修を実施します。
117	病院勤務の医療従事者 向けの認知症対応力向 上研修	病院勤務の医療従事者及び地域の関係機関の職員に対し、認知症の 基本的な知識、多職種連携の必要性、病院での適切な対応や、退院に向 けた地域連携等について習得するための研修を実施します。
118	看護職員認知症対応力 向上研修	看護職員として必要な、認知症の人に係る基礎知識・連携等の習得に資する研修を実施します。
119	歯科医師認知症対応力 向上研修	かかりつけ歯科医師として必要な、認知症の人にかかる基礎知識・連携 等の習得に資する研修を実施します。
120	薬剤師認知症対応力向 上研修	薬局・薬剤師として必要な、認知症の人に係る基礎知識・連携等の習得に資する研修を実施します。

構成施策③

介護サービスの基盤整備・介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進

○ 地域包括支援センターや居宅介護支援事業の介護支援専門員等による適切なケアマネジメントに基づいて介護予防支援・居宅介護支援を実施し、医療と介護の密接な連携のもとで適切な医療・介護サービスの提供を推進します。

> 認知症に対応した介護保険サービスの適切な提供

高齢者が住み慣れた地域において、認知症の進行を緩やかにし、精神的に安定した生活を送ることができるよう、「(介護予防)認知症対応型共同生活介護」や「(介護予防)認知症対応型通所介護」、また「小規模多機能型居宅介護」など地域密着型サービスの適切な提供を促進します。

> 認知症介護の専門人材の養成

認知症高齢者に対するサービスの充実を図るため、介護サービス事業所の従事者等に対し認知症介護技術の研修や講座を実施し、認知症介護への理解の啓発及び専門性の高い人材養成に取り組むとともに、認知症介護の現場において実践リーダーとなる者の養成を行い、介護技術の向上に努めます。

また、令和3年度の介護報酬改定で、介護に関わる全の者の認知症対応能力を向上させていくため、介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を受講することが義務づけられました。

さらに、認知症高齢者グループホーム等の管理者となる者に対して、認知症高齢者への 適切なサービスの提供のあり方や、指定基準の理解を図るための研修を実施します。

本人の意思をできるだけくみ取り、それを活かした支援につなげるため、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン(2018 年(平成 30 年)6 月)」の内容を研修に盛り込みます。

引き続き、介護従事者等の受講機会を増やすため、研修の効果に留意しながら、オンラインも活用します。

1 - 2		
事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
		介護保険施設等などの介護職員に対して、介護の質の向上につなげることができる人材を養成するために認知症介護に関する知識や実践的な介護技術を段階的に修得するための専門研修を実施します。 (認知症介護基礎研修、認知症介護実践研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修、認知症介護指導者フォローアップ研修)

構成施策④ 認知症の人の介護者の負担軽減の推進

- 認知症の人の介護者への支援を行うことが、認知症の人の生活の質の改善にもつながるため、もっとも身近な家族など、介護者の精神的・身体的負担を軽減するための支援が重要です。
- 認知症の人やその家族を支援するため、本人や家族の立場に立って認知症施策の諸課題について検討し、介護者の負担軽減につながる施策に取り組むことが重要となっています。

▶ 本人や家族の視点を踏まえた諸課題の検討

県では、本人、家族及び有識者等とで構成する「神奈川県認知症施策推進協議会」を開催します。ここでは、認知症施策に係る諸課題について検討を行い、認知症の人や家族への支援も検討していきます。

協議会には、認知症の人の家族だけでなく、当事者も委員として参画することにより丁寧に検討を行い、認知症の本人やその家族の視点を重視した取組を進めます。

解 説 神奈川県認知症施策推進協議会

県内の認知症施策に係る医療・介護・福祉等の関係者等が参加し、県内市町村における認知症施 策全般の推進について、「かながわ高齢者あんしん介護推進会議」と連携を図り、検討します。 なお、必要に応じて課題別に部会を設け、施策の検討を行います。

▶ 市町村における認知症初期集中支援チームの設置

早期診断・早期対応の取り組みを推進することで、介護者の負担を軽減します。

> 相談体制の充実

市町村や地域包括支援センターでは、地域における認知症に関する本人や家族からの相談を受け、適切な支援や調整を行います。

県では、保健福祉事務所が、市町村や地域包括支援センターにおける取組を支援すると ともに、医師や保健師の専門性を活用して認知症高齢者や家族等に対する相談や訪問指導 を行います。

また、「かながわ認知症コールセンター」では、認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する電話相談を行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐなど、相談体制を充実するとともに、地域で開催している家族のつどいの支援、相談会などの取り組みも行います。

▶ 認知症に対応した介護保険サービスの適切な提供

高齢者が住み慣れた地域において、認知症の進行を緩やかにし、精神的に安定した生活を送ることができるよう、「(介護予防)認知症対応型共同生活介護」や「(介護予防)認知症対応型通所介護」、また「小規模多機能型居宅介護」など地域密着型サービスの適切な提供を促進します。

▶ 認知症カフェ等の設置・普及

市町村では、地域の実情に応じて認知症地域支援推進員等が企画する認知症カフェなど認知症の人や家族が集う取り組みを進めています。

事業	事業名	事業内容
番号	(事業主体)	
122	認知症対策総合支援事業(県)	「神奈川県認知症施策推進協議会」において、県内市町村における認知症施策全般の推進について、「かながわ高齢者あんしん介護推進会議」と連携を図りつつ検討を行います。
123	認知症対策普及·相談· 支援事業(県·横浜市· 川崎市)	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど 認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係 機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、相談体制を充実 します。また地域で開催している家族のつどいの支援、相談会などの取組 も行います。
124	認知症高齢者地域対策 事業(県 *保健所設 置市域を除く)	(1) 相談・訪問・支援事業 保健福祉事務所は、専門医による相談や保健師・看護師・福祉職等による訪問、認知症の人本人、家族が対応方法を話し合う場の開催、本人、家族を支える応援者を養成し、活動を支援します。 (2) 専門職派遣事業 地域の実情を踏まえ、認知症初期集中チーム員会議や研修等に専門職を派遣し、助言等を実施します。

主要施策6 相談体制の整備等

認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、それぞれ状況に配慮しつつ総合的に応ずることができるよう、取組を推進します。

主要施策の方向

- ◇ 認知症に関する相談体制の充実を図ります。
- ◇ 認知症の人又は家族等が互いに支え合うため、ピアサポートの場を増やすなど支援を 充実していきます。

構成施策① 認知症の人及び家族の相談体制の充実

○ 認知症の人の介護者への支援のため、介護経験者等が応じるコールセンターの設置 等、相談体制を充実させ、介護者の精神的身体的負担の軽減に取り組みます。

> 相談先の周知

認知症コールセンターのほか、地域の高齢者の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センターや認知症疾患医療センターなど県、市町村が設置する相談窓口を周知します。

県が運営する「かながわ認知症ポータルサイト」においては、相談窓口のほか、認知症に関する基礎知識や支援策などの情報をわかりやすき発信します。

> 相談体制の充実

市町村や地域包括支援センターでは、地域における認知症に関する本人や家族からの相談を受け、適切な支援や調整を行います。

県では、保健福祉事務所が、市町村や地域包括支援センターにおける取組を支援すると ともに、医師や保健師が専門性を活用して認知症高齢者や家族等に対する相談や訪問指導 を行います。

また、「かながわ認知症コールセンター」では、認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する電話相談を行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐなど、相談体制を充実するとともに、地域で開催している家族のつどいの支援、相談会などの取組も行います。

> 若年性認知症に関する相談

若年性認知症コーディネーターを設置し、個別相談による若年性認知症の人やその家族 に対する相談対応、サービス調整、社会参加の支援等を行います。

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
125	認知症対策普及·相談· 支援事業	認知症ポータルサイト等による普及啓発を行います。
126	認知症対策普及·相談· 支援事業	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど 認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係 機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた 様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。またり域で開催している 家族のつどいの支援、相談会などの取り組みも行います。 横浜市、川崎市においても、認知症コールセンターを設置しています。
127	認知症高齢者地域対策 事業(県*保健所設置 市域を除く)	保健福祉事務所の専門機能を活用し、専門医による相談や保健師・看護師・福祉職等が家庭訪問を行うとともに、認知症の人本人、家族が対応 方法を話合う場の開催し、本人、家族を支える応援者を養成し、活動を支援します。
128	若年性認知症コーディ ネーターの設置	若年性認知症の人ひとりひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするため、地域での相談対応や、支援に携わる者同士のネットワークの調整を行うコーディネーターを設置します。

構成施策② 認知症の人又は家族の支え合い

○ 認知症の人又は家族等が孤立することのないよう、認知症の人又は家族等が互いに支え 合うために交流する活動に対する支援、関係機関の紹介などの情報提供を推進します。

▶ 本人ミーティングの実施支援

認知症の人同士が自身の希望や必要としていること等を語り合う本人ミーティングや認知症カフェの開催を支援し、ピアサポートの場を増やしていきます。

▶ 認知症カフェ等の設置・普及

県では、認知症の人や家族、地域住民など誰もが参加することができ、集う場である認 知症カフェなどについての情報提供や普及を促進していきます。

市町村では、地域の実情に応じて認知症地域支援推進員等が企画するなど、認知症の人が 集まる場や認知症カフェなどの認知症の、認知症の人や家族が集う取組を進めています。

▶ 市町村や県による相談先の設置運営

市町村や地域包括支援センターでは、地域における認知症に関する本人や家族からの相談を受け、適切な支援や調整を行います。

県では、保健福祉事務所が、市町村や地域包括支援センターにおける取組を支援すると ともに、医師や保健師が専門性を活用して認知症高齢者や家族等に対する相談や訪問指導 を行います。

「かながわ認知症コールセンター」では、認知症介護の経験者が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する電話相談を行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐなど、相談体制を充実するとともに、地域で開催している家族のつどいの支援、相談会などの取組も行います。

事業 番号	事業名 (事業主体)	事業内容
	認知症対策普及・相談・	「かながわオレンジ大使」(認知症本人大使)等による本人発信支援やピ
129	支援事業(県・市町村・	アサポート活動の場を増やしていきます。
	関係団体)	

主要施策7 認知症未病改善の推進及び調査研究等

認知症は、健康な状態からすぐに発症するのではなく、時間の経過とともに進行するものです。今後、認知症の人の増加が見込まれる中にあっては、認知症の発症の抑制を図る取組や、発症を遅らせるまたは進行を緩やかにする取組等を着実に進めていく必要があります。県では、「未病」の考え方に立ち、「食・運動・社会参加」を中心とした生活習慣の改善などによる「認知症未病改善」を推進していますが、今後は、県内市町村や産業界、大学等と連携した、新たな認知症未病改善プロジェクトの全県展開と、そのための基盤整備を進めます。

主要施策の方向

- ◇ 認知症発症前の「軽度認知障害(MCI)」の兆候の見える化・介入を具体化し、認知症の早期発見・早期診断及び早期対応までをシームレスに展開することで、認知機能の低下を抑制します。
- ◇ 「食・運動・社会参加」を中心とした生活習慣の改善によりMCIを改善する可能性 のある認知症未病改善の普及啓発のための取組を進めます。
- ◇ 認知症のリスク軽減に効果が期待されているコグニサイズの普及・定着を推進します。
- ◇ 未病の状態を数値化する「未病指標」の普及、精緻化を図り、認知症未病改善への取 組を促します。
- ◇ 未病を改善する技術、商品・サービスの創出を支援し、認知症未病改善の環境づくりを進めます。

構成施策① 軽度認知症障害 (MCI) への取組

○ 軽度認知障害 (MCI) の評価の見える化及び介入技術等についての科学的検証と基準の整理を行い、日常モニタリングから診断の検査体制の構築と個別の介入モデルを具体化し、それらを中長期的にモニタリングする仕組みの構築を目指します。

キーワード 軽度認知障害(M C I : mild cognitive impairment)

認知症と完全に診断される一歩手前の状態(正常な状態と認知症の中間の状態)で、放っておくと認知症に進行しますが、早期に発見して対策を講じることで正常な状態に回復する可能性があります。

> 評価系の確立

MCIの評価法について、どの場面で誰がどう使うことが適切か、個別の評価法と「使う人・場面と精度」との関係や、及びMCIの評価の分類(機能・形状・物質)などについて、検証・整理する実証研究などを行います。

> 介入モデルの構築

MCIの可能性がある場合、投薬や生活習慣改善以外の具体的な対策が分かりづらく、不安だけが膨らむこととなる。そこで、MCIの疑いの際に、有効で効果的な商品・サービスの選択肢の提示を目指して実証研究などを行います。

データ収集(プラットフォーム)

MCIの方が、どんな行動変容を起こし、その後どうなったかを中長期にモニタリングする仕組みの構築を目指して、評価系と介入モデルの実証フィールドを対象にデータ取得・分析等を行う実証研究などを展開します。

【主要事業】 (調整中)

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
130	ヘルシーエイジング プロジェクト(県)	軽度認知障害(MCI)の評価の見える化及び介入技術等についての科学的検証と基準の整理のための実証研究等を行います。

構成施策② 認知症未病改善の推進の推進及び研究等

- 未病指標等を活用し、認知機能の見える化を進めるとともに、最先端技術・サービス 等の介入により未病改善を進めます。
- 認知症の発生と生活習慣は深く関係していることが分かってきており、「未病を改善する」観点から、認知症のリスクを軽減するためのコグニサイズなどの普及定着を図ります。

> 認知症の未病改善

認知症の多くは、MCI (軽度認知障害)と呼ばれる認知症前段階を経て進行すると言われています。MCIは、生活習慣の改善などにより正常状態に回復する可能性があるため、日頃から、「食・運動・社会参加」を中心とした生活習慣の改善が重要になります。県では、「食の未病改善」「運動の未病改善」「社会参加の未病改善」の大切さを伝えるため、市町村や企業、学校と連携した普及啓発に取り組みます。

▶ コグニサイズの普及・定着の推進

認知症のリスク軽減に効果が期待されているコグニサイズについては、平成27年から全 県展開し、普及を進めてきたところですが、今後は地域での定着に向け、指導者のフォロ ーアップなどを進めます。

【主要事業】 (調整中)

事業	事業名	事業内容
番号	(事業主体)	争未约台
101	未病指標活用促進事業	未病指標の社会実装化や算出機能の改修等を行います。
131	(県)	
	未病産業市場拡大プロ	優良な未病関連商品・サービスの創出、社会実装化し、未病産業の市場
132	ジェクト等推進事業	拡大を図るため、未病ブランド等の取組を進めます。
	(県)	
133	神奈川 ME-BYO リビン	未病関連商品・サービスについて、科学的エビデンスを踏まえ、有効性・
155	グラボ推進事業(県)	安全性を検証評価する仕組みを構築します。
	認知症未病改善対策推	市町村と連携し、オンラインによる発信も活用した認知症理解、認知症未
134	進事業(県・市町村・民	病改善のための普及啓発を行うとともに、学校において認知症未病改善講
	間)	座を実施し、若年層の認知症理解を促進します。
135	介護·認知症未病改善	コグニサイズの普及・定着
	プログラム事業(県・市	認知症のリスクを軽減させることが期待される運動、コグニサイズの普及・
	町村·民間)	定着を推進し、認知症未病改善に取り組みます。

解 説 認知機能

認知機能とは、人間が持っている機能の中でも、情報化に対応した仕事を遂行するために重要な 役割を果たす機能です。認知機能の状態を把握すうことで、記憶力や思考力当の低下に気づくこと ができます。

コラム 認知症リスク軽減のための運動「コグニサイズ」

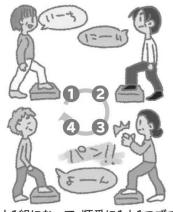


ステップ+計算

計算を行いながらステップ運動を 行う。計算は数字の逆唱や連続して 7ずつ引く引き算など。

歩行+会話

2人1組で、速度を保ちつつ会話を しながら歩く。



4人1組になって、順番に1人1つずつ 声を出して数え、「3の倍数」のときは 数を数えず、手をたたく。これに、運動 を組み合わせる。 コグニサイズは、国立長寿医療研究センターが開発した、認知機能の維持・向上に役立つ運動で、コグニション(認知)とエクササイズ(運動)を組み合わせた造語です。

運動と認知トレーニングを組 み合わせることで、脳への刺激 を促すことが期待できます。

編:国立長寿医療研究センター『認知症予防へ向けた運動 コグニサイズ』より作成

第4節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり

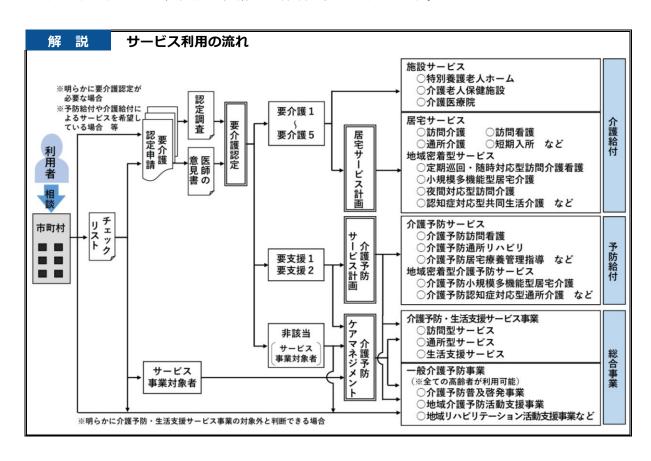
柱1 介護保険サービス等の適切な提供

現状と課題

- 介護や支援が必要な高齢者に対して、要支援・要介護状態に応じた介護保険サービス を提供できるよう、介護保険制度を円滑に運営するとともに、介護給付の適正化を図る ことが必要です。
- 安心して介護保険サービスを利用できるよう、利用者の権利の保護や低所得者対策と 合わせて、サービスの質の確保を図る必要があります。
- 利用者がサービスを選択する際に、必要な情報を入手できるしくみが必要です。

目指すべき方向性

- 介護保険制度を円滑かつ適切に運営するとともに、制度の信頼性の向上に努めます。
- 介護保険サービスが必要な高齢者が適切にサービスを利用することができるよう、所得 に応じた配慮等を行うとともに、事業者が提供するサービスの質の向上に取り組みます。
- 利用者のサービスの選択を支援するため、サービスの評価や介護サービス情報等の公 表に取り組むほか、相談・苦情処理体制の充実を図ります。



主要施策1 介護保険サービスの適切な提供と円滑な運営

介護や支援が必要な方に対して、要支援・要介護状態に応じた介護保険サービスを提供できるよう、介護保険制度を円滑に運営するとともに、介護給付の適正化を推進します。

市町村は、保険者として、被保険者の要介護認定を行うとともに、サービス需給量や保 険事業の収支の見通しを明らかにする介護保険事業計画を策定し、計画に沿って事業を運 営します。

県は、広域的な観点から、市町村とともに介護人材の養成や施設整備などサービス基盤 の充実に努め、介護保険事業の円滑な実施を支援します。

主要施策の方向

- ◇ 介護保険サービスの適切な提供に努めます。
- ◇ 介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図ります。
- ◇ 介護給付の適正化を進めます。

構成施策① 介護保険サービスの適切な提供

○ 市町村は、保険者として、日常生活圏域ごとに、介護保険サービスの利用実績について分析・評価した上で、利用に関する意向等を踏まえ、地域の状況等に応じて介護保険事業計画における各介護保険サービスの見込量を算出し、適切な提供を行います。

構成施策② 介護保険制度の円滑な運営

○ 市町村は、保険者として、介護保険事業計画に基づく介護保険制度の健全かつ円滑な 運営を行います。県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な 指導及び適切な援助を行います。

表2-4-1 介護サービス給付費等の見込み

区分 年度	20: (令和		202 (令和	 2026 (令和8)	合計	2040 (令和22)
総給付費(a)						
(居宅・地域密着型・施設・介護予防サービス)						
特定入所者介護サービス費等給付額・高額介護サービス費等給付額・						
高額医療合算サービス費等給付額・審査支払手数料(b)		作反	t нь			
介護サービス給付費等 合計		TFA	ኢጕ [
(a) + (b) = (c)						
要支援・要介護認定者数(d)						
1 人あたり給付費等 (c/d)						

注1 市町村介護保険事業計画の合計値。

注2 端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

表2-4-2 計画期間の介護保険給付費総額に対する費用負担の内訳

保険料	第1号被保険者	第1号被保険者				
	第2号被保険者					
	国庫負担金	作成中				
 公 費	国調整交付金					
公員	県負担金					
	市町村負担金					
合計						

計画期間 2024 年度~2026 年度 (令和6) (令和8)

県高齢福祉課作成

> 介護保険財政安定化基金の運営

各市町村の介護保険財政が安定的に維持されるよう、介護保険財政安定化基金を適切に 運営し、財政収支に不均衡が生じた市町村に対し、必要な資金の貸付等事業を行います。

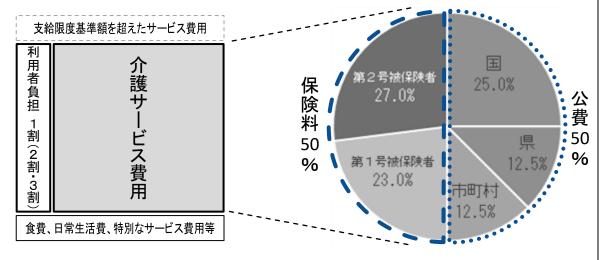
2023年度(令和5年度)末残高(見込み)

(集計中) 億円

解 説 介護保険制度における費用負担

介護保険制度は、保険料と公費を財源として運営されます

介護サービスを利用する場合には、費用の1割(一定以上所得者は2割又は3割)が利用者負担となります。残りは、介護給付費で賄われ、その財源は、2分の1が公費負担、残りの2分の1は、第1号被保険者の保険料と第2号被保険者の保険料です



- ※ 施設に係る公費負担割合は、国 20%、都道府県 17.5%、市町村 12.5%となります。
- (注1) 第1号被保険者……65歳以上の被保険者。介護保険料を市町村に納付。
- (注2) 第2号被保険者……40歳以上65歳未満の被保険者。介護保険料は医療保険料と併せて納付

主要施策2 安心して介護保険サービス等を利用できるしくみの充実

安心して介護保険サービスを利用できるよう、所得に応じた配慮や、サービスの質の確保を図る必要があります。

利用者の保護と介護サービス事業者の健全な発展を図る取組、介護サービスに関する相談や苦情を適切に処理するしくみが必要です。

主要施策の方向

- ◇ 低所得者の負担に配慮した取組を行います。
- ◇ 関係機関の連携による相談・苦情処理体制の充実に努めます。

構成施策① 低所得者の負担への配慮

▶ 介護保険における配慮

介護保険では、負担能力に配慮するという観点から、市町村が、所得に応じて段階別に 第1号被保険者の保険料を設定します。また、低所得の第1号被保険者に対しては、公費 による保険料の軽減が行われています。さらに、1か月に支払った利用者負担額(1世帯 あたりの合算額)が一定の上限額を超えた場合には、その超えた部分について、介護保険 から「高額介護サービス費」として支給されますが、低所得者には、負担が過重にならな いよう、軽減された上限額を設定します。

市町村民税が非課税等となっている低所得者の方(配偶者の所得や預貯金等が一定額以上の方を除く)が、施設に入所(入院)したり、短期入所を利用する場合には、所得区分等に応じて設定された食費・居住費(滞在費)の負担限度額を超えた部分について、「補足的な給付(特定入所者介護サービス費等)」を行います。

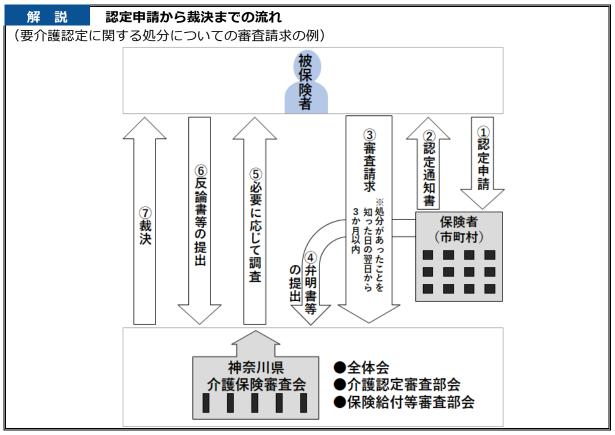
> 社会福祉法人等による利用者負担軽減

低所得で生計が困難な利用者の負担を軽減するため、社会福祉法人等は、その社会的な 役割の一環として利用者負担軽減事業を行います。これにより、利用者負担(介護サービ ス費用の1割負担、食費、居住費(滞在費・宿泊費))の原則4分の1を軽減します。

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
126	低所得者利用負担対策	低所得者のうち市町村が特に生計が困難と認める者への社会福祉法人
136	事業(市町村)	等による負担軽減措置に対して補助します。

構成施策② 介護保険審査会の運営

○ 介護保険制度の信頼性を高めるため、介護保険法に基づき市町村が行った処分(要介護認定、保険料の賦課等)に不服のある被保険者から提起される審査請求を審理する 「介護保険審査会」を運営します。



構成施策③ 介護サービス事業者の適切な指定・指定更新

- 適切な介護保険サービスの提供を確保するため、サービス提供事業者からの申請に基づき人員、設備等に関して審査します。県の条例等で定める基準に適合し、指定の欠格事由・取消要件(申請者・開設者及び役員等の取消履歴)に該当しないと認められる場合には、指定(介護老人保健施設及び介護医療院は開設許可)や指定(許可)の更新を行います。
- 介護サービス事業者による法令遵守を徹底するため、業務管理体制の整備を義務付け、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業 運営の適正化を図ります。
- なお、2012年(平成24年)4月から、介護サービス事業者の指定及び指定更新の事務が指定都市及び中核市に移譲されています。また、2018年(平成30年)4月から居宅介護支援事業者の指定及び指定更新の事務が市町村に移譲されています。

構成施策④ 介護サービス事業者等に対する指導・監査の強化

- 介護保険法や老人福祉法に基づく事業所・施設における健全かつ適正な運営を確保するため、介護サービス事業者等に対して、サービス提供に関する基準を遵守するよう必要な助言や指導を行います。
- 指定基準違反や不正・不当が疑われる事案に対しては、介護保険法に基づく監査を実施し、厳正に対処します。
- 事故の未然防止や安全対策等を強化していく取組として、実地監査等において各施設 が適切に事故防止策を講じているか確認し、不十分であれば報告のあり方も含めて指導 を徹底するほか、個別に県に報告のあった事故事例・内容を精査し、改善すべき点や好 事例について、講習会等において施設に情報を提供します。

		【集団指導講習会】介護サービス事業者を対象に、法令遵守の周知徹底や制度
		理解の促進を図るため、サービス別に「集団指導講習会」を開催します。
	集団	【新規セミナー】新規に開設した介護サービス事業所の管理者等を対象とし
	未凹 指導	て、制度の基本的事項の理解を促すための「新規セミナー」を開催します。
	扣等	【開設予定事業者向け説明会】指定申請手続を行う前から、指定基準等の内容
		を理解する機会を設け、介護サービス事業を運営するために必要となる基本的
指導		な知識の習得を図ります。
	実地	介護サービス事業所等に赴き、帳票類等関係書類の閲覧や関係者からのヒア
	指導	リングにより実地指導を行い、改善事項がある場合は改善を指導します。
	市町村	地域密着型サービスの指導を行う市町村を支援するため、定期的に連絡会議
	支援	や研修会を開催します。
	その他の	未届の有料老人ホームに集団指導講習会への参加を促すとともに老人福祉
	指導	法に基づく実地検査を実施するなど、適切な運営に向けた指導を強化します。
		介護保険サービスの提供や介護報酬請求について、指定基準違反や不正、著
		しい不当が疑われる場合に、事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を図るた
E	と 太	め、介護サービス事業者に対して監査を実施します。
5	盖查	監査の結果、指定基準違反が認められた場合には、勧告、命令により改善を
		指導するほか、悪質な不正等の事実が認められた場合は、指定の効力の停止、
		又は取消しの処分を行います。

構成施策⑤ 介護サービス情報の公表・提供によるサービス選択への支援

♪ 介護サービス情報の公表制度の円滑な実施

介護サービス情報の公表制度は、介護保険サービスの利用者や家族のサービス選択を支援するため、県が事業者から報告を受け、県が指定する調査機関及び公表機関が事実関係 を調査した上で公表するしくみです。

本県では、動画や写真を掲載するなどの独自の取組により、利用者、家族に分かりやすいものとなるよう、介護サービス情報の公表制度を運用します。

♪ 介護サービス情報などの提供

介護サービス情報の公表制度による事業者情報をはじめ、介護保険サービスの利用者や 家族、介護支援専門員(ケアマネジャー)等が必要とする介護・福祉サービスに関する情報を迅速に提供し、サービスの選択を支援します。

介護サービス	介護サービス情報の公表制度に基づく介護サービス事業者の情報を提供し
情報の公表	ます。
	かながわ福祉サービス振興会が県・市町村と共同して運用し、県内の介護サ
介護情報サービス	ービス事業者に関わる情報を提供します。
かながわ	介護サービス情報の公表制度に基づく介護サービス事業者の情報の一部と
	介護サービス事業所の動画や写真も提供します。
	介護保険制度についての説明や介護サービス事業者の情報をはじめとする
県ホームページ	介護保険に関する情報や高齢者のための施設案内、介護保険以外のサービスな
	どの情報を掲載します。

構成施策⑥ 介護サービス評価制度の普及

○ 介護保険サービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援するため、介護サービス 事業者自身による自己評価や外部評価の取組を促進するとともに、福祉サービス第三者 評価制度の普及、推進に努めます。

【主要事業】 (調整中)

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
137	福祉サービス第三者 評価推進事業(民間)	県の第三者評価推進組織である「かながわ福祉サービス第三者評価推 進機構」(運営主体は神奈川県社会福祉協議会)において、評価機関の認 証・評価調査者の養成等、第三者評価実施体制の整備とともに、福祉サー ビス事業者の第三者評価の受審促進、評価結果の公表を行います。

解 説 認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)のサービス評価

認知症高齢者グループホームは、定期的に県の定めた評価項目に基づき自己評価を行い、県が選定した評価機関による外部評価を受けることが義務づけられています。

これは、自己評価結果と外部評価結果を対比、公表することによって、評価の客観性を高め、介護保険サービスの質の向上を図るものです。

県は、外部評価調査員の育成と調査技術の向上を目的として、評価調査員養成研修やフォローアップ研修を定期的に実施します。

構成施策⑦ 相談・苦情対応体制の充実

- 市町村が実施する介護相談員派遣等事業の促進を図るなど、身近な相談窓口の充実を 図ります。
- 相談・苦情対応体制の充実を図るため、利用者等からの相談や苦情について、必要に 応じて事業者に対する指導・助言を行い、基準違反等が疑われる場合は、指定権限を持 つ県や市町村が監査等を実施するなど、関係機関の連携に努めます。

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
138	介護相談員派遣等事業 (市町村)	介護サービスの提供の場に介護相談員を派遣し、介護サービス利用者 のための相談に応じ、利用者の疑問や不満、不安の解消を図ります。

柱 2 保健・医療・福祉の人材の養成、確保と資質の向上

現状と課題

- 保健・医療・福祉サービスは、サービスに直接携わる人材の役割が大変重要です。 2025年(令和7年)には団塊の世代が75歳以上となり、高齢者一人ひとりの状況に応じ た適切なサービスが提供できるよう、人材の養成、確保と資質の向上に取り組むことが 重要です。
- 本県の介護人材にかかる需給推計は次のとおりであり、需給の差を解消するため、人 材確保に係る具体的な方策を更に講じていく必要があります。 (単位:万人)

○○年度(令和○年度)		○○年度(令和○年度)			○○年度(令和○年度)			
需要	供給	需給の差	需要	需要 供給 需給の差		需要	供給	需給の差
今後行う需給推計結果を記載予定								

- 認知症や医療的ニーズがあるなど重介護の高齢者の増加に伴うケアに対応できるよ う、資質向上への取組が必要となっています。
- サービス需要の増加に円滑に対応できるよう、保健・医療・福祉サービス事業への就 労希望者に対する就労支援や、看護職員などニーズの高い保健・医療・福祉人材の確保 が必要となっています。
- 介護人材の不足を解消するため、人材のすそ野の拡大を進め、若者、中高年齢者、外 国籍県民等の多様な人材の確保を図る必要があります。また、人材の定着を図るため、 介護の仕事にやりがいと誇りを持って働くための環境整備が必要です。

目指すべき方向性

- 介護人材を確保するため、県、国、市町村、介護関係団体が連携・協力して、人材の 養成と定着対策に取り組みます。
- 保健・医療・福祉の各領域にわたる専門的な能力と、知識や技術の高度化にも対応で きる高い資質を持った実践力のある人材を養成するとともに、資質の向上に努めます。
- 「地域医療介護総合確保基金」などの活用により、保健・医療・福祉に関する人材の 就労支援を行うとともに、介護の魅力発信や介護職員のモチベーションアップ、介護職 員の負担軽減対策などを推進します。
- 介護職員初任者研修修了者などの介護職員の養成を図るとともに、キャリアアップを 支援します。
- 介護支援専門員の資質の向上を図ります。

指標

指標	現状	目標
事業所における介護労働実態調査 「従業員の過不足の状況」の問いに「不足感がある」 と回答した事業所の割合	2022年 66.3% (令和4年)	調整中

指標の 多様な人材の確保、資質の向上及び労働環境の改善等により、人材の確保・定 着対策を推進し、事業所における従業員の不足感の改善を図ります。 考え方

主要施策1 人材の養成

保健・医療・福祉の各領域にわたる専門的な能力と、知識や技術の高度化にも対応でき る高い資質を持った実践力のある人材の養成に取り組むことが重要です。

主要施策の方向

- ◇ 保健・医療・福祉の各分野のサービス需要の増加に円滑に対応するため、各領域にわ たる人材の養成に取り組みます。
- ◇ 若者、中高年齢者、外国籍県民、潜在的有資格者など多様な人材層を対象に養成を図 ります。

構成施策① 県立保健福祉大学における総合的な知識と技術を有する人材の養成

○ 保健、医療及び福祉の各領域に関わる総合的な知識や技術とともに、豊かな人間性を 兼ね備えたヒューマン・サービスを実践できる人材を養成するため、県立保健福祉大学 で、保健・医療・福祉に関する総合的な人材の養成に努めます。

【主要事業】 (調整中)

1-2	T- / N/9 1E /	
事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
139	県立保健福祉大学の 運営(公立大学法人)	看護学科、栄養学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科を設置し、保健・医療・福祉の各領域に関わる総合的な人材を養成しています。また、より高い専門性と総合的な能力を発揮できる人材の育成を行うため、大学院を設置しています。 さらに、大学付属の「実践教育センター」では、福祉施設や病院等で働いている方々の資質向上を目的とした教育研修を行います。

構成施策② 介護職員等の養成

- 介護人材を確保するため、県、国、市町村、介護関係団体が連携・協力して、人材の 養成に取り組みます。
- 介護職員初任者研修修了者などの介護職員の養成を図るとともに、キャリアアップを 支援します

【工女学术】 \呵走个/		
事業	事業名	事業内容
番号	(事業主体)	事本内 台
140		介護の業務に従事しようとする者等を対象に、一定の基準に基づいて県
	介護職員初任者研修	が指定した民間研修事業者等において、入浴、排せつ、食事等の介護に
	修了者の養成(民間)	係る基本的な技術を修得するための介護員養成研修(介護職員初任者研
		修)を実施し、介護職員を養成します。
141	介護支援専門員の養成 (県)	利用者の自立支援に資するケアマネジメントに関する必要な知識及び技
		術を修得するため、介護支援専門員実務研修受講試験の合格者を対象
		に、実務につくための研修を実施します。
142	介護支援専門員の資質 向上(県)	地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護
		支援専門員を養成するため、ケアマネジメントを適切に提供するために必
		要な業務に関する知識及び技術を修得するための研修を実施します。

解 説 介護支援専門員(ケアマネジャー)

介護支援専門員とは、要介護者・要支援者からの相談を受け、その心身の状態等に応じ適切な居宅サービスまたは施設サービスを利用できるようにサービス事業者等との連絡調整を行う、介護保険制度の重要な役割を果たす職種です。要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有します。

保健・医療・福祉の実務経験者で、都道府県知事の行う「介護支援専門員実務研修受講試験」に 合格し「介護支援専門員実務研修」の課程を修了した人が、介護支援専門員として登録され、介護 支援専門員証の交付を受けます。

実務研修受講試験は、介護支援専門員の業務に関し、

- ①介護保険制度に関する基礎的知識 ②認定に関する基礎的知識・技術
- ③居宅サービス計画・施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する基礎的知識・技術
- ④保健医療・福祉サービスに関する基礎的知識・技術
- があることの確認を目的として行われます。

医師等の法定資格に基づく業務及び相談援助業務を通算して5年以上経験している社が受験できます。

介護支援専門員は次のことが義務付けられています。

- ①要介護者等の人格を尊重し常にその立場に立ち、サービスが特定の種類や事業者・施設に不当 に偏らないよう公正・誠実に業務を行うこと
 - ②指定居宅介護支援等基準の基本取扱方針に従い業務を行うこと
 - ③専門知識・技術の水準を向上・その他資質の向上を図るよう努めること

構成施策③ 各分野の専門人材の養成

○ 県立看護専門学校及び民間養成所において、看護師等を養成します。

【主要事業】 (調整中)

事業	事業名	事業内容	
番号	(事業主体)		
1.49	県立看護専門学校の	質の高い看護師等の養成を進めます。	
143	運営(県)	(衛生看護専門学校・よこはま看護専門学校・平塚看護大学校)	
1 4 4	看護師等養成所運営費	民間の看護師等養成所での養成を支援します。	
144	補助(県)		

キーワード 県立高校における福祉教育に関する専門教育の展開

「二俣川看護福祉高校」、「横須賀南高校」及び「津久井高校」の福祉科においては、社会福祉の理念や意義、社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的・体験的に学び、地域・社会に貢献できる幅広い視野を有する人材を育成します。

さらに、「津久井高校」福祉科では、介護分野で即戦力となる人材育成を図ることを目的に、介護福祉士養成教育に指定されている学校として実践的な教育を展開します。

構成施策④ 介護認定調査員等、介護相談員の養成

○ 要介護認定の適正化を推進するため、介護認定調査員、介護認定審査会委員及び主治 医意見書を記載する医師などの養成を行うとともに、介護サービス利用者との相談に応 じる介護相談員の養成を進めます。

事業 番号	事業名 (事業主体)	事業内容	
145	介護認定調査員等研修 事業(県)	公正で公平な要介護認定等を行うために、認定調査員、介護認定審査 会委員、主治医意見書を記載する医師など要介護認定に携わる者に対す る研修を実施します。	
146	介護相談員養成研修等 事業(県)	介護サービス提供の場を訪問し、サービスを利用する利用者や家族等から話を聞き、相談に応じる等の活動を行う介護相談員を養成するとともに、 現任者に対する研修を実施します。	

主要施策2 人材の確保・定着対策の充実

サービス需要の増加に円滑に対応できるよう、保健・医療・福祉サービス事業への就業 支援などに取り組むことにより、保健・医療・福祉人材の確保や定着を図ることが必要と なっています。

主要施策の方向

- ◇ 保健・医療・福祉分野の人材の就業支援を推進します。
- ◇ 有能な人材を育成し、確保するため、看護師・理学療法士・介護福祉士等への修学資金の貸付など制度の充実を図ります。
- ◇ 福祉介護人材のキャリアアップのしくみづくりや若者、中高年齢者、外国籍県民等の 多様な人材確保のための支援を進めます。
- ◇ 介護の魅力発信や介護職員のモチベーションアップ、介護職員の負担軽減対策等を推進し、働きやすい環境づくりを支援します。

構成施策① 保健・医療・福祉分野への参入促進

- 保健・医療・福祉分野の人材確保・定着を図るため、「かながわ福祉人材センター」 や「神奈川県ナースセンター」を中心として、就業希望者に対する無料職業紹介や相談 事業などを実施し、新規の就業や有資格者の再就職を支援します。
- 新たな介護人材の参入を促進するため、介護分野での就労未経験者を対象に、資格取得、職業紹介、就労あっ旋までを一貫して支援します。

【工女	尹未】(叫正十)	
事業	事業名	事業内容
番号	(事業主体)	サ木門市
147	「かながわ福祉人材セン ター」による就労支援 (県)	「かながわ福祉人材センター」において、福祉分野の仕事に関する無料職業紹介・あっ旋事業、就職相談会に取り組みます。また、福祉介護の仕事の魅力発信・普及啓発を図るため、現場で働く職員と意見交換ができる「福祉の仕事を知る懇談会」を開催します。
148	福祉介護人材キャリア 支援専門員配置事業 (県)	「かながわ福祉人材センター」にキャリア支援専門員を配置し、専門性を 活かしたきめ細かな就労マッチング支援を行います。
149	潜在介護福祉士等再就業促進事業(県)	結婚や出産等により離職した介護福祉士等で、復職を希望する方を対象に、有効な基礎研修及び職場体験等の技術研修を実施し、マッチングの機会を提供します。
150	「神奈川県ナースセンター」による就業支援(県)	「神奈川県ナースセンター」において、看護職員の就業に必要な研修や無料職業紹介を行います。
151	介護分野未経験者等参 入促進事業 (県·指定都市)	介護分野での就労未経験者や外国籍県民を対象に、介護職員初任者 研修や入門的研修の受講機会を提供するとともに、介護サービス事業所等 への職業紹介、就労あっ旋までを一貫して支援します。

構成施策② 看護師・理学療法士・介護福祉士等への修学資金の貸付

○ 専門人材を育成・確保するため、県内で就業する意志を有する等の要件を満たす学生 に修学資金を貸与します。県内で一定期間就業するなどの条件を満たすことで修学資金 の返還を免除します。

種類	職種	内容
看護師等	看護師	県内の看護師等養成機関に在学する者で、卒業後、県内の医
修学資金	保健師、助産師	療機関等への就業意志を有する学生に修学資金を貸与します。
理学療法士等	理学療法士	理学療法士等養成施設に在学する者で、卒業後、県内の医療
修学資金	作業療法士	機関等への就業意志を有する学生に修学資金を貸与します。
		次の者に必要な資金を貸与します。
		①社会福祉士、介護福祉士を目指す者の専門学校等修学資金
介護福祉士等	介護福祉士	②介護福祉士国家試験を実務経験ルートで受験する者が、介護
修学資金	社会福祉士	福祉士実務者研修の受講に要する資金
		③介護職としての資格や経験を有する離職中の者が、介護職と
		して再就職するための準備資金

構成施策③ 福祉・介護人材のキャリア形成の支援

○ 福祉・介護現場で職員が意欲をもち、やりがいを感じて働き続けることができるよう、介護職員のキャリア形成を支援します。

【工女:	尹未】(则正个/	
事業	事業名	事業内容
番号	(事業主体)	サストナロ
152	神奈川県版ファーストステップ研修(県)	中堅の介護職員を対象にチームリーダーを育成する「ファーストステップ 研修」を、地域の介護サービス事業所が共同で実施し、事業所自らが人材 育成に取り組み、キャリアアップのしくみをつくることにより、介護職員の資質 の向上及び定着の促進を図ります。
153	介護職員のキャリアアップ支援(県)	介護職員初任者研修や実務者研修を職員が受講する際に、介護サービス事業者が負担する受講費用や代替職員の配置費用の一部を補助します。

構成施策④ 福祉・介護人材の安定的な確保対策

○ 福祉・介護人材の安定的な確保と定着を促進するため、若者の福祉・介護分野への参 入を促すための取組や外国籍県民向けの研修などを実施します。

事業	事業名	事業内容
番号	(事業主体)	争未约台
154	高校生介護職場体験促 進事業(県)	「かながわ福祉人材センター」と県教育委員会が連携し、全県立高校・中等教育学校の1年生を対象に福祉介護に関する教材を配布するとともに、希望する高校に出張介護事業を行い、福祉介護の仕事の理解や関心を高めていきます。 また、インターンシップによる職場体験を行います。
155	介護人材確保対策推進会議(県)	行政と介護サービス事業者、職能団体など地域の福祉介護に関わる団体等が、介護人材確保等に向けた協議を行う場を設置し、当事者間が連携しながら、地域の特性を踏まえた福祉介護人材の確保・育成等を推進します。
156	福祉・介護職場体験事 福祉介護の仕事に関心のある未経験者に職場体験の機会を提 業(県) 職後のミスマッチによる離職を防ぎます。	
157	外国籍県民への就労支 援(県)	外国籍県民を対象とした電話や来所による就労相談、福祉介護の現場での説明会、就職先の紹介等の就労支援を行います。また、介護現場で必要なビジネスマナー等の研修を行います。
158	外国籍県民定着支援事業(県)	外国籍県民介護職等の就労継続を支援するため、本人や受入れ事業 所を対象とした相談窓口を設置し、課題解決に向けたアドバイスを行いま す。

構成施策⑤ 福祉・介護人材の定着の促進

○ 福祉・介護人材のすそ野の拡大を進め、若者、中高年齢者、外国籍県民など多様な人 材の確保・定着を図るため、介護の魅力発信や介護職員のモチベーションアップを図る 取組を進めます。また、介護事業所の経営者層を対象に、経営マネジメントセミナーを 実施するなど、人材育成や労働環境の改善を支援します。

	事 耒 】(調登甲)	
事業 番号	事業名 (事業主体)	事業内容
159	「介護フェア in かなが わ」の開催(県)	11月11日の介護の日の関連イベントとして「介護フェア in かながわ」を 開催し、優良な介護サービス事業所の表彰や、若者介護職員の生の声な どを伝えるなど、広く県民に介護の仕事の魅力ややりがいを発信します。
	かながわベスト介護セレ	介護サービスの質の向上や人材育成、処遇改善等について、一定の基
160		準を満たした事業所を認証するとともに、さらなる取組の結果、顕著な成果
100	ービス事業所「かながわ	をあげた事業所を表彰し、奨励金を交付することで、介護職員のモチベー
	認証」(県)	ションアップを図ります。
161	「かながわ感動介護大 賞」表彰事業(県)	介護を受けた高齢者や家族等から、介護にまつわるエピソードを募り、介護の素晴らしさを伝える感動的なエピソードの応募者や、対象となった介護 従事者や施設等を表彰します。
162	介護職員表彰等事業(県)	介護職員の各種表彰を実施します。 【神奈川県介護賞】 県内の社会福祉施設等で介護業務に携わる方のうち、特に功労のあった方を表彰します。 【神奈川県社会福祉関係者等表彰】 民間社会福祉施設等で多年にわたり社会福祉事業等に貢献し、その功績が顕著な方を表彰します。 【かながわ福祉みらい賞】 社会福祉施設等で利用者の直接支援業務に従事する若い福祉従事者又は若い福祉従事者を中心としたチーム等の団体のうち、研究発表等の優れた功績があった方を表彰します。
163	介護事業経営マネジメント支援事業(県)	中小規模の介護事業所の経営者層を対象に、セミナーの開催やアドバイザーを派遣し、職場環境に応じた経営マネジメント支援を行います。
164	介護職員子育て支援代 替職員配置事業(県)	介護職員が長く働きやすい環境を作るため、出産・育児休業から復職した介護職員が育児のための短時間勤務制度を活用できるよう、介護サービス事業者が代替職員を雇用する場合の費用の一部を補助します。
165	介護職員処遇改善加算 取得促進特別支援事業 (県)	介護職員のキャリアパス制度等について、介護サービス事業者に周知や 介護報酬の加算取得に向けた助言等を行い、介護職員処遇改善加算の 新規取得や労働環境の向上に向けた介護サービス事業者の取組を支援し ます。

主要施策3 人材の資質の向上

高齢者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスが提供できるよう、保健・医療・福祉 にかかわる人材の資質の向上に取り組むことが重要です。

主要施策の方向

構成施策① 介護職員の資質の向上

- 施設従事者研修をはじめとした各種研修事業を実施し、介護職員の資質の向上を図る とともに、国の動向も踏まえながらキャリアアップを支援します。
- 認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、認知症介護技術に関する研修 や講座を実施します。
- 施設と在宅の両面で安心して医療的ケアが受けられるよう、介護職員等によるたんの 吸引等の医療的ケアに関する研修を実施します。

【主要事業】 (調整中)

	女学术》(则正十)		
事業	事業名	事業内容	
番号	(事業主体)	,, <u>-</u>	
	地域密着型サービス関係研修事業(県)	地域密着型サービスの事業運営に必要な人材を育成するため、認知症	
166		対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研	
		修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を実施します。	
167	喀痰吸引等研修支援事 業(県)	介護職員が喀痰吸引を実施するために必要な研修のうち、研修対象者	
		(実際にたんの吸引等が必要な高齢者)の確保が困難な受講者に研修対象	
		者及び指導を行う看護師を確保し、研修が修了できるよう支援します。	
168	高齢者施設等職員研修	専門職の知識、技術等の向上を図るため、介護保険施設等に従事する	
	事業(県)	施設長・管理者、看護職員及び介護職員を対象とした研修を実施します。	

構成施策② 介護支援専門員の資質の向上

○ 実務に携わっている介護支援専門員の資質向上に取り組みます。

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
169	介護支援専門員の資質 向上(県)	医療と介護の連携や多職種協働を図り、利用者一人ひとりの状況に応じた適切なケアマネジメントを実践するため、現任の介護支援専門員等に対し、実務経験に応じた研修を定期的に実施します。 また、介護支援専門員に対する助言・指導等、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識・技術をもった主任介護支援専門員を養成します。
170	包括的支援事業 (市町村)	地域支援事業として、管内の介護支援専門員の業務を支援するため、 各種会議等を通じて情報提供などを行います。

構成施策③ 職能団体と連携した専門人材の資質の向上

○ 保健・医療・福祉サービスに携わる各職能団体と連携しながら、専門人材の確保と資質向上に取り組みます。

団体名	会員数
神奈川県医師会	
神奈川県看護協会	
神奈川県理学療法士会	
神奈川県作業療法士会	
神奈川県言語聴覚士会	
神奈川県栄養士会	

団体名	会員数
神奈川県歯科医師会	
神奈川県歯科衛生士会	
神奈川県薬剤師会	
神奈川県介護福祉士会	
神奈川県社会福祉士会	
神奈川県介護支援専門員協会	

会員数は令和6年○月時点

【主要事業】 (調整中)

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
171	看護師等資質向上推進 事業(県)	看護職員等の職種別、対象別の研修を行うなど、看護職員等の資質の 向上を図ります。

構成施策④ 介護サービス相談員等の資質の向上

○ 介護サービス相談員や生活援助員の資質向上に取り組みます。

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容 生活援助員として必要な知識の習得を目的とした研修を実施します。				
172	高齢者居住支援事業(県)	生活援助員として必要な知識の習得を目的とした研修を実施します。				

柱3 介護サービス提供基盤の整備

現状と課題

- 介護サービスの提供基盤の整備について、「かながわ高齢者保健福祉計画」に基づき、着実な整備を進めてきました。今後とも、サービス利用の需要の増加や認知症高齢者の増加に対応するため、適切なサービス提供基盤の整備が求められています。
- 介護が必要になった時でも、在宅で暮らすことを望んでいる人が多く、高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅での生活を支援する 取組を充実していく必要があります。
- 常時介護が必要で、自宅等で暮らすことが困難な人のために、引き続き特別養護老人 ホームなどの介護保険施設等の整備を進めていく必要があります。
- 特別養護老人ホームは、在宅と同様な居住環境のもとで適切なケアを進めることが必要であるため、個室ケアを基本とするユニット型の施設を推進していきます。
- 高齢者が、高齢者向け住まいや施設で安心して安全に暮らせるよう、豪雨や台風などによる浸水、土砂災害等の災害、新型コロナウイルス感染症の流行などに対する備えを十分に行う必要があります。

目指すべき方向性

- 心身の状態や生活環境等の状況に応じたサービス提供ができるよう、介護保険施設等 の介護サービス基盤の整備を進めます。
- 介護サービス基盤の整備に当たって、市町村は日常生活圏域における整備状況等を踏まえ、地域密着型サービスや介護予防拠点などの整備による地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、県としては、地域の実情に応じて広域的な施設である介護保険施設等の整備を促進します。
- 介護保険施設及び居住系サービスについて、サービス利用者に見合った適切な整備を 進めます。特別養護老人ホームについては、ユニット型の施設を推進していきます。
- 施設環境の改善や身体拘束の廃止など、サービスの質の向上に向けた取組を進めます。
- 災害による浸水や土砂災害などを想定した避難確保計画の策定や避難訓練の実施など、施設や地域の実情に応じた災害対策の整備について、市町村と連携しながら施設に促し、感染症対策の充実を図っていきます。

指標

	指標	現状	目標		
株団美羅老しき	バームのユニット化率	2022年度 51.8%	2030年度 70.0%		
村別食喪七八八	ハームのユニット化学	(令和4年度)	(令和12年度)		
	利用者の状況に応じ、在宅と「	司様の住み慣れた環境	覚で適切なケアを行え		
	る介護サービス提供基盤の整備を進めることを目指して、特別養護老人ホ				
指標の考え方	ームのユニット化を推進します。)			
	施設の居住環境の改善を図り、	. 施設におけるサーヒ	ごスの質の向上を推進		
	します。				

主要施策1 介護保険施設等の整備

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、心身の状態や生活環境等の状況に応じた適切なサービス提供基盤の整備が求められています。

主要施策の方向

- ◇ 地域密着型サービスなど身近なサービス提供基盤の整備を進めます。
- ◇ 特別養護老人ホームなどの介護保険施設の整備を進めます。
- ◇ 短期入所施設の整備など在宅生活支援の取組を進めます。

構成施策① 地域密着型サービス等のサービス基盤の整備

- 市町村は、介護保険事業計画において、身近な日常生活圏域(概ね中学校区)を定め、必要な地域密着型サービスや介護予防拠点などのサービス基盤の整備を進めます。
- 地域密着型サービスのうち、地域密着型介護老人福祉施設、認知症高齢者グループホーム及び地域密着型特定施設については、サービスの利用実績や事業者指定の動向を踏まえて設定した必要利用定員総数に基づいて、市町村域内においてサービス事業者が適正に配置されるよう取り組みます。
- 県は、「地域医療介護総合確保基金」を活用し、市町村が行う地域密着型サービスの 整備等を支援します。
- 県は、地域のニーズに応じ、市町村域を越えた施設の広域利用の調整を支援します。

事業	事業名	車業内容				
番号	事業内容 (事業主体)					
	地域密着型サービス施	地域の介護機能の強化を図るため、地域の実情に応じて小規模多機能				
173	設等整備費補助	型居宅介護事業所や認知症高齢者グループホーム等の整備に対して補				
	(県・市町村)	助します。				

- 特別養護老人ホーム等の介護保険施設の必要数に応じた整備を促進するとともに、医療的な対応が必要な高齢者の受入への支援や、在宅と入所の計画的な相互利用の促進などに取り組みます。
- 施設整備にあたっては、各市町村の計画を基礎としながら、高齢者保健福祉圏域内に おいて調整した必要入所定員数の確保に努めます。併せて、市町村相互の協力による共 同整備についても促進します。

> 医療的な対応が必要な高齢者の受入への支援

特別養護老人ホームの重点化により、今後、胃ろう、透析、経管栄養、喀痰吸引などの 医療的な対応が必要な入所者の増加が見込まれます。また、施設における看取りの役割が 重要になっていくため、医師、看護職員、介護職員等が連携して適切に医療的な対応がで きるよう支援に取り組みます。

▶ 在宅と入所の相互利用の促進

在宅生活をできるだけ継続する観点から、在宅と施設それぞれの介護支援専門員が利用者に関する情報交換を行うなどして、複数の利用者が在宅期間及び入所期間を定めて計画的に相互利用するしくみを促進します。

【主要事業】 (調整中)

<u> </u>	尹术』(明正十)				
事業	事業名	事業内容			
番号	(事業主体)	争未约台			
	特別養護老人ホーム整	社会福祉法人等が事業主体となる特別養護老人ホームの整備事業に対			
174	備費補助(県・指定都	し補助します。			
	市•中核市)				
	介護老人保健施設整備	医療法人等が事業主体となる介護老人保健施設の整備事業に対し補助			
175	費補助(県・指定都市・	します。			
	中核市)				
	只 眼女人短短按凯敏供	独立行政法人福祉医療機構(福祉貸付金)又は神奈川県社会福祉協議			
170	民間社会福祉施設整備借入償還金補助(県・横	会(社会福祉振興資金)整備資金の融資を受けた社会福祉法人の償還元			
176		金及び利子の支払いに対して補助します。			
	浜市・川崎市(注))	注 その他の市町村においても独自の制度を実施している場合があります。			

▶ 施設サービス及び居住系サービスの計画的な整備

市町村と調整の上、今後の高齢者数の推移、地域の実情、施設・居住系サービスの利用者数の推移、医療と介護の連携などによる在宅ケアの利用者数の推移や介護予防等を踏まえつつ、適切な整備を推進します。

なお、認知症高齢者グループホーム、地域密着型特定施設、介護専用型特定施設及び混合型特定施設については、適切な介護サービスの提供やサービス供給量の確保及び計画的な整備ができるよう、各市町村の介護保険事業計画及び県の高齢者保健福祉計画に基づいて、県及び市町村が介護サービス事業者の指定等を行います。

構成施策③ 短期入所施設の整備

○ 在宅での生活を継続し、また、家族の負担を軽減する観点からも、短期入所サービス の適切な利用が重要です。市町村及び高齢者保健福祉圏域内において、地域の実情を考 慮した必要な量の短期入所施設を整備します。

構成施策④ 軽費老人ホームの整備等

○ 軽費老人ホーム (ケアハウス) は、身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことについて不安があり、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の方が、低額な料金で入所できる施設です。新設やケアハウスへの建て替えによる整備の場合には、介護保険の適用を受ける混合型特定施設への転換を促進します。

構成施策⑤ 養護老人ホームの整備等

○ 養護老人ホームは、65歳以上の高齢者で環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な方が老人福祉法に基づく市町村の措置により入所し、日常生活に必要なサービスを受けることができる施設です。地域の実情や県内各高齢者保健福祉圏域のバランスを勘案しながら、市町村及び圏域で必要な入所定員数を確保するとともに、老朽化した施設の建て替え等について検討を行います。

主要施策2 施設におけるサービスの質の向上

施設においては、できる限り在宅に近い居住環境の下で、高齢者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重し、入所者相互が社会的関係を築きながら日常生活を営むことができる 適切なケアを提供することが必要です。

主要施策の方向

- ◇ 個別ケアを基本とするユニット型の施設の整備を進めます。
- ◇ 身体拘束の廃止などサービスの質の向上に向けた取組を進めます。

構成施策① 特別養護老人ホームの居住環境の改善

- 入所者のケアの充実及び居住環境の向上を図るため、特別養護老人ホームの新たな整備については、ユニット型を推進していきます。
- 市町村や施設に対し、特別養護老人ホームのユニット化への支援をするほか、老朽化 した施設の耐震化やプライバシー保護のための改修など、サービスの向上と居住環境の 改善に向けた取組を進めます。
- ユニットケアの効果を生かした個別ケアが実践されるためには、ユニットケアの意義、環境整備、管理方法等に関して理解することが重要であることから、施設管理者やユニットリーダーに対するユニットケア施設研修などを行います。

【主要事業】 (調整中)

事業 番号	事業名 (事業主体)	事業内容		
177	高齢者施設改修費補助 (県·市町村)	入所者の自立した生活を支援するため、特別養護老人ホーム(多床室) のプライバシー保護のための改修費用に対して補助します。		

構成施策② 拘束なき介護の取組の推進(再掲)

○ 緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束は許されません。拘束のない介護の取組の 推進を図るため、関係機関による会議を開催するほか、介護保険施設等の職員に対する 研修を実施します。

構成施策③ 介護サービス評価制度の普及(再掲)

○ 介護保険サービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援するため、介護サービス 事業者自身による自己評価や外部評価の取組を促進するとともに、福祉サービス第三者 評価制度の普及、推進に努めます。

構成施策④ 質の高い介護サービス事業所の認証・表彰

○ 介護サービスの質の向上や人材育成、処遇改善等について、一定の基準を満たした介護サービス事業所を優良介護サービス事業所「かながわ認証」として認証します。また、認証を受けた事業所のうち、さらなる取組の結果、顕著な成果をあげた介護サービス事業所等を「かながわべスト介護セレクト20」として表彰します。

介護サービス事業所における災害や感染症への対応力の強化 主要施策3

近年、激甚化・頻発化する豪雨や台風などによる浸水、土砂災害等により高齢者福祉施 設が被害を受ける例が全国各地で発生しており、高齢者福祉施設等の災害対策の整備が喫 緊の課題となっています。

また、高齢者は新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの感染症に罹患した場 合、重症化するリスクが高いことから、感染症対策の充実が求められています。

主要施策の方向

- ◇ 浸水や土砂災害等の災害を想定した避難確保計画の策定や避難訓練の実施、災害に備 えた設備整備を進めます。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの感染症に対し、感染症対策研修の 実施など、施設の感染症対策への支援を進めます。

構成施策① 高齢者福祉施設等における防火対策の推進及び防災体制の強化

- 国が作成したマニュアル等を活用し、火災や水害・土砂災害等の災害が発生した際に 適切な避難行動がとれるよう、高齢者福祉施設等における避難確保計画の策定や避難訓 練の実施などの防火・防災体制の強化等の取組を支援します。
- 災害による停電・断水時にも高齢者福祉施設等の機能を維持し、サービス提供に支障 を来さないよう、非常用の給水設備や非常用自家発電設備の設置等を支援します。ま た、消防用設備の適正な設置の促進に努めます。
- 災害等が発生した際に、必要な介護サービス等が継続的に提供できる体制の構築を支 援するため、介護施設等を対象とした業務継続計画(BCP)の作成・訓練等に係る研 修等を行います。

構成施策② 災害発生時の被災状況把握のための体制整備及び被災施設に対する支援

- 災害が発生した際、高齢者福祉施設等の被災状況について、市町村と連携して報告体 制を整備するとともに、定期的に被災状況報告訓練を行い、速やかな被災状況の把握に 向けた取組を進めます。
- かながわ災害福祉広域支援ネットワークを構築し、災害発生時の施設間における介護 職員等の派遣や要支援者の受入れなど、広域的な支援体制の確立に努めます。

<u></u>					
事業	事業名	事業内容			
番号	(事業主体)	争未内容			
178	災害時被災状況報告シ ステムの運用(県)	災害時に高齢者福祉施設等から県に被災状況を報告する「災害時被災状況報告システム」を整備、運用するとともに、市町村も交えた被害状況報告訓練を実施します。			
179		大規模な災害が発生した場合、高齢者や障がい者等への福祉的支援を 行う介護職員等を派遣するため、支援を行う団体間の連携強化や人材育 成を行います。			

構成施策③ 高齢者福祉施設等の感染症対策の充実

- 高齢者福祉施設等で働く職員を対象とした研修を実施し、感染症防止対策の周知徹底 を図ります。
- 感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を 構築するため、令和3年度介護報酬改定により高齢者福祉施設等の業務継続計画(BC P) の策定等が義務付けられたことを踏まえ、「介護施設・事業所における業務継続計 画(BCP)ガイドライン」の周知や作成・訓練等に係る研修等を行うなど、計画作成 を支援します。

【主要事業】 (調整中)

	ナ ハ』 (III) 正 1 /			
事業	事業名	事業内容		
番号	(事業主体)	デ 木(1 日		
	高齢者福祉施設等にお	高齢者福祉施設等における感染症対策研修の実施等を支援します。		
180	ける新型コロナウイルス			
100	感染症対策に対する支			
	援(県)			
	高齢者福祉施設等職員	高齢者福祉施設で働く職員を対象とした感染症防止対策の研修や動画		
181	向け感染症防止対策研	配信等を行い、感染の拡大防止を図ります。		
	修等の実施(県)			

構成施策④ 感染症等が発生した高齢者福祉施設等に対する支援

○ 高齢者福祉施設等において新型コロナウイルス感染症等の感染症が発生した場合に は、関係部局や市町村と連携して支援します。

事業 番号		
182	新型コロナウイルス感染 症在宅サービス連携支 援事業(県)	感染症拡大時においても、在宅介護サービスを継続的に提供するため の市町村における体制整備を支援します。

柱4 介護現場の革新

現状と課題

- 少子高齢社会の進展に伴い、生産年齢人口が減少し、働き手の確保が一層厳しくなる中で、高齢化に伴う介護ニーズが増大することが予想されており、大きな社会構造の変革期を迎えています。
- こうしたなか、介護事業所が地域における介護サービス提供の基盤としての役割を果たし続けるため、介護現場の持続可能性を高める見直しや、業務改善の取組を続ける必要があります。
- 介護現場の大きな課題として、介護職員の負担軽減、介護の質の向上、介護現場の業務効率化が挙げられ、介護ロボットやICTといったテクノロジーを活用し、デジタル化を推進することは、こうした課題への有効な解決策となり得ます。
- 介護職員が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保するため介護現場の業務の効率化 は急務であり、文書に係る負担軽減の取組が必要です。

目指すべき方向性

- 介護職員の負担軽減のため、介護事業所に対し、現場のニーズに即した介護ロボット・ICT導入の普及推進を図ります。
- 介護の質の向上を目指し、エビデンスに基づく介護サービスを提供し、介護現場のデジタル化を推進するため、介護事業所のICT化や介護ロボットの導入の推進に取り組みます。
- ICT等も活用した行政文書の標準化・簡素化による文書作成等の業務に要する時間 の効率化を進めます。

指標

指標	現状	目標	
介護報酬において、データに基づき質の高い	2023年 51.4%	2026年 62.0%	
サービスを提供する事業所が取得する「科学的	(令和5年)	(令和8年)	
介護推進体制加算」の取得率			
	لاسادن در در دسا	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

指標の 考え方

質の高い介護サービスの提供を推進するためには、エビデンスに基づく介護を実践してもらう必要があります。そのため、国が推進する科学的介護情報システムを活用した、エビデンスに基づく介護サービスの質の向上の取組を進めることで、事業所が得られる加算の取得率を、ICT導入経費の補助や介護生産性の向上に取り組むことで年3.5%ずつ向上させ、2026年に62.0%とすることを目標とします。

主要施策1 介護現場の生産性向上

介護ロボット・ICTを導入することで、介護職員の身体的・精神的負担軽減を図り、 介護現場に時間的・心理的余裕を生じさせ、利用者と介護者の触れ合う時間や利用者の安 心感が増すよう取り組むことが重要です。

主要施策の方向

- ◇ 介護現場の生産性向上を図るため、介護ロボット・ICTの導入を促進し、職務環境 の改善、介護職員の負担軽減に努めます。
- ◇ 介護職員が介護サービスの提供に集中するため、事業所の指定、更新の申請や各種届 出等の行政文書の標準化、簡素化による文書作成等の業務に要する時間の効率化を進め ます。

構成施策① 介護ロボット・ICTの導入推進

○ 介護現場の職務環境の改善や、職員の負担軽減のため、介護ロボット・ICTの導入 を推進します。

【士亜車業】 (調敕由)

L土安 -	争耒】 (調登甲)			
事業	事業名	事業内容		
番号	(事業主体)			
	介護ロホット晋及推進事業(県)	介護サービス事業所等で、効率化や負担軽減などの効果がある介護ロボットの導入経費を補助します。		
183		機器の普及を推進するため、介護ロボット公開事業所を位置付け評価内容を製造元へフィードバックするとともに、オンラインなどによる視察・見学、 導入効果を情報交換するセミナーなどを開催します。		
184	ICT導入支援事業(県)	介護現場におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務まで一貫して行うことができる介護ソフトやタブレット端末等の購入経費等を補助します。 また、介護事業所の規模や実態にあったソフトウェア等の導入や、ICTの利活用に関する助言や指導を行います。		
185	ロボット普及・浸透推進事業費(県)	様々な生活支援ロボットの体験を通じて、その有効性を実感してもらい、 安心してロボットを導入できるよう、一定期間ロボットを貸与する取組を行い ます。		

構成施策② 文書負担軽減の取組

- 介護職員が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保するため、ICT等も活用した行 政文書の標準化・簡素化による文書作成等の業務に要する時間の効率化を進めます。
- 押印の廃止、添付書類の簡素化、郵送や電子メール等対面によらない手続き等、文書 の簡素化、標準化を推進し、申請・届出の見直しを引き続き検討・実施します。
- ウェブ入力や電子申請など I C T の活用による負担軽減を可能とするために、国や事 業所と協働して、書類を提出する際のルールと様式の統一を図っていきます。

主要施策2 エビデンスに基づく介護サービス提供による介護の質の向上

生産年齢の減少による介護人材確保が困難な状況の中においても、デジタル化を推進す ることで、エビデンスに基づき、介護の質を確保し、向上させていくことが重要です。

主要施策の方向

- ◇ 介護ロボットの活用により適切なケアを実施するとともに、科学的に効果が裏付けら れた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供を推進するため、エビデンス の蓄積による介護の質の向上を図ります。
- ◇ 介護現場の情報共有、ビックデータの蓄積のためのオンライン化を進めるため、介護 現場のインフラとしてのICTの導入を促進します。

構成施策① 介護ロボット等の活用による適切なケアの実施

- 介護ロボットを活用することで、利用者にあった適切なケアを実施できるよう、介護 ロボットの導入現場での利用・評価の成果を公表します。
- 利用者の状態の維持・改善状況の評価指標として「未病指標」の介護現場での活用を 進めるとともに、「未病指標」の機能向上に向けた精緻化を図ります。
- これらの実証結果の検証を行うことで、エビデンスの蓄積による介護の質の向上を図 ります。

【主要事業】 (調整中)

事業 番号	事業名 (事業主体)	事業内容			
186	ロボット技術活用促進事				
100	業(県)	募し、採択した案件に対し支援を行います。			

構成施策② 介護現場でのICTの導入の促進

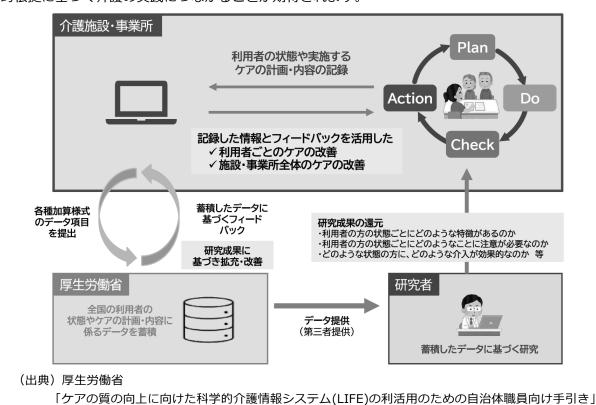
- 従来の紙媒体の情報のやり取りを見直し、情報共有やビックデータを蓄積するため I CTを介護現場のインフラとして積極的に導入します。
- 介護保険事業所が厚生労働省の科学的介護情報システムに負担なくデータを提出する とともに、情報システムからフィードバックを受けてエビデンスに基づいた介護サービ スを提供できるよう支援します。
- これまで対面で実施していた研修参加を容易とし、幅広く参加可能とするため、オン ラインによる研修等の実施を推進します。

厚生労働省の科学的介護情報システム「LIFE」

Long-term care Information system For Evidence の頭文字からLIFEとして 2021 年4 月から稼働しています。

介護施設・事業所において記録されているサービスの利用者の状態やケアの計画・内容について のデータを収集し、蓄積したデータに基づいてフィードバックを行う情報システムです。

介護施設・事業所においてデータを活用した PDCA サイクルが進むことで日々のケアが継続的 に改善していくこと、また、蓄積データに基づく研究が進み知見が創出されることを通して、科学 的根拠に基づく介護の実践につながることが期待されます。



第5節 市町村が行う取組の支援施策

柱1 自立支援・重度化防止の取組の支援

現状と課題

- 介護保険制度は、その創設から23年が経ち、介護サービス利用者は介護保険制度が創設された2000年度(平成12年度)の約3.8倍の35万8千人に達しており、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展しました。
- 2025年(令和7年)には、団塊の世代がすべて75歳以上となり、2040年(令和22年) には本県の高齢者人口は総人口の33.6%に達し、高齢化は今後さらに進展することが見 込まれています。
- そのため、高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態・要支援状態となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、保険者である市町村は、地域の実情に応じて、具体的な取組を進めることが重要です。
- 市町村においては、それぞれの地域が目指すべき方向性を明確化し、地域の実情に合 わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが求められています。

目指すべき方向性

- 市町村が、それぞれの地域の実情に応じた自立支援・重度化防止の取組を進められるよう、県は、地域包括ケア「見える化」システム等のデータを活用した地域分析を行い、市町村と課題を共有し、解決のための取組を促すなどして、市町村の保険者としての機能強化を支援します。
- 市町村が行う介護予防事業の充実を図ります。
- 地域包括ケアを担う人材を育成します。

指標

É	第1号被保険者のうち、要介護2以上の者の割合						
	第8期計画第9期計画						
		2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026 年
	計画値	9.7%	10.1%	10.4%	推計中	推計中	推計中
	実績値	9.9%	10.1%	集計中			_

指標の考え方

指標

要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対して、生活機能の低下が疑われる状態になった場合、早期に状態の改善や重度化の予防を図ります。

主要施策1 データを活用した地域分析支援

要介護認定率や一人当たり介護費用、施設サービスと居宅サービスの割合などは地域差があります。高齢化の状況、地理的条件、独居等の家族構成など、それぞれの市町村が地域差の存在について多角的な分析を行い、その結果を踏まえて適切に対応していくことが求められます。県は市町村のこの取組を支援します。

主要施策の方向

◇ 地域包括ケア「見える化」システム等のデータを活用した地域分析を実施し、市町村の保険者機能の強化を支援します。

構成施策① データを活用した地域分析支援

- 地域分析は、認定率や介護給付費に関するデータ等に基づき、地域の現状の把握や将来に関する気付き、検証していくべきと考えられる仮説等を得ていくものです。その継続により、介護保険制度の適正な運営のみならず、地域特性を捉えた地域包括ケア体制の推進に寄与するものです。
- 県は、地域包括ケア「見える化」システムを活用し、市町村が行う地域分析を支援します。

【主要事業】 (調整中)

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
,	地域包括ケア「見える化」システム等を活用し	地域包括ケア「見える化」システムや国保データベース(KDB)システム 等のデータを活用し、地域分析を実施します。また、市町村が行う地域分 析を支援します。 市町村職員を対象とした研修を実施し、分析結果を市町村と共有します。

キーワード 地域包括ケア「見える化システム」

地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に支援するための厚生労働省が運営する情報システムです。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されます。

本システム利用の主な目的は、以下のとおりです。

- ① 地域間比較等による現状分析から、自治体の課題抽出をより容易に実施可能とする
- ② 同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参照することで、各自治体が自らに適した施策を検討しやすくする
- ③ 都道府県・市町村内の関係者全員が一元化された情報を閲覧可能となることで、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有することができ、自治体間・関係部署間の連携が容易になる

本システムは、平成27年の本格稼働以降、一部の機能を除いて誰でも利用することができます。 住民も含めた地域の関係者間で、地域の課題や解決に向けた取組を共有でき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進しやすくなることが期待されます。

主要施策2 自立支援・重度化防止の支援

高齢者が健康でいきいきした生活を送ることができるよう、生活機能の低下が疑われる 状態になった場合、早期に状態の改善や重度化の防止を図っていくことが重要です。

主要施策の方向

◇ 市町村が行う自立支援・重度化防止の取組を支援します。

構成施策① 自立支援・重度化防止の支援

○ 広域的な観点から自立支援・重度化防止の取組の推進に向けて人材の養成を行うとと もに、地域支援事業及び介護予防サービスの効果的な実施が図られるよう、介護予防市 町村支援委員会を開催するなど、市町村の取組を支援します。

主要施策3 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組支援

関係機関や団体、ボランティアが連携し、高齢者自らも参加して、地域で包括的・継続的な支え合いを行うとともに、医療と介護の連携を強化し、心身の状態に即した適切なサービスの提供を切れ目なく行う、地域包括ケアシステムを構築することが必要です。

主要施策の方向

◇ ICTも活用し、地域包括ケアを担う人材を育成します。

構成施策① 地域包括ケアを担う人材の育成

○ 県は、地域包括支援センターが円滑に運営できるよう、県全体及び県保健福祉事務所 等圏域単位で課題等の情報共有と検討を行う「地域包括ケア会議」の開催や、地域包括 支援センター職員研修の実施などにより支援するとともに、地域における医療と介護等 の連携ネットワークづくりを支援します。

柱2 介護保険給付適正化の取組への支援

現状と課題

- 介護保険制度は、その創設から23年が経ち、介護サービス利用者は介護保険制度が 創設された2000年度(平成12年度)の約3.8倍の35万8千人に達しています。
- 質が高く必要なサービスを提供していくと同時に、財源と人材をより重点的・効率的 に活用するしくみを構築することにより、制度の持続可能性を確保していくことが重要 です。
- 介護(予防)給付を必要とする受給者が、真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう促す必要があります。
- 保険者である市町村は、発揮すべき保険者機能の一環として、自ら主体的・積極的に 取り組む必要があります。

目指すべき方向性

- 適正化事業の実施主体である保険者と、広域的視点から保険者を支援する県、介護給付適正化システムなどにより適正化事業の取組を支える神奈川県国民健康保険団体連合会の三者が、相互の主体性を尊重しつつ、現状認識を共有し、一体的に介護保険給付適正化に取り組みます。
- 県は、神奈川県国民健康保険団体連合会と連携、協力して、市町村が行うケアプラン 点検等介護給付適正化の取組を支援します。

指標

1日 1末						
	適正化主要3事業**の県内市町村における実施率					
		項目		R 8		
				目標		
指標	主要	要介護認定の適正化	97%	100%		
10.0%	3事業	ケアプランの点検	82%	100%		
	0事未	医療情報との突合・縦覧点検	100%	100%		
	※ 適正化事業は令和6年度より3事業に再編					
15 IE 0 + 2 - 1	適正化主	適正化主要3事業の県内市町村実施率を令和8年までに100%とします。				
指標の考え方	県内市町村における適正化事業の着実な実施に向けた支援を推進します。					
	从1110 111 111 11 11 11 11 11 11 11 11 11					

主要施策1 介護給付の適正化の推進

介護給付の適正化の基本は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう促すことです。

介護給付の適正化を図ることは、利用者に対して適切な介護サービスを確保しつつ、介護保険料の上昇を抑制することを通じて介護保険制度の信頼感を高めていくとともに、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

> 介護給付適正化に向けた役割

実施主体	主な役割					
닭	指針の策定、事業の実施に必要な情報やデータの提供、システムの改善、					
国	所要の財政措置及び制度の見直しの検討などの支援					
ΙĦ	計画の策定、指導・監査の実施及び保険者が実施する事業に対して地域の実情に					
県	応じた支援					
市町村	地域の実情に応じた主要3事業(要介護認定の適正化、ケアプランの点検・住宅					
(保険者)	改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合) などの実施					
	介護給付適正化システム(介護給付等の審査支払業務を通して得られる給付実績					
県国保連	データを活用、加工することにより、不適切・不正の可能性がある請求を抽出する					
	システム)による保険者への情報提供や苦情処理業務などの実施					

> 市町村(保険者)の取組(主要3事業)

市町村は、地域支援事業の任意事業を活用した介護給付適正化に取り組みます。

区分	内容
要介護認定の適正化	指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申
安川 碳酚 化 少 過 正 1 L	請に係る認定調査の結果について、保険者による点検を実施します。
	利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか等に着目し
ケアプランの点検	て保険者がケアプランの点検を実施します。
住宅改修等の点検	住宅改修について、保険者が請求者宅の実態確認や工事見積書の
福祉用具購入・貸与調査	点検、竣工時の訪問調査等により施行状況の点検を行います。
	また、保険者が福祉用具利用者に対する訪問調査等を行い、福祉
	用具の必要性や利用状況等を確認します。
	保険者が複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供された
縦覧点検・医療情報との	サービスの整合性の点検を行います。
突合	また、保険者が入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、二重請
	求の有無の確認を行います。

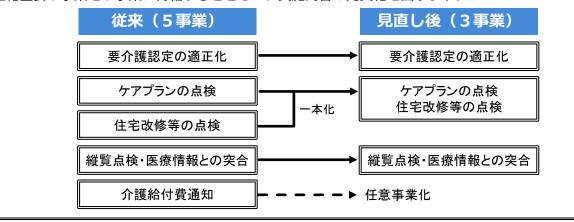
解 説 介護給付適正化主要事業の見直しについて

介護給付適正化については、厚生労働省の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、「「介護給付適正化計画」に関する指針」に基づき、県及び各保険者において「介護給付適正化計画」を策定し、取り組んできました。

これまで、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「縦覧点検・医療情報との突合」及び「介護給付費通知」を主要5事業として位置づけ、各保険者において、その実施に取り組んできたところです。

こうした中、令和4年 12 月に取りまとめられた国の社会保障審議会介護保険部会意見書において、「介護給付費の地域差改善と給付適正化は、相互に関係し合うものであり、一体として進めていくことが重要である。」「給付適正化の取組を推進する観点から、介護給付適正化主要5事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ効果的・効率的に事業を実施するため、新たな取組を含めた事業の重点化・内容の充実・見える化を行うことが重要である。その際、都道府県ごとに不合理な地域差の改善や給付適正化に向けて管内保険者と議論を行う場で議論を行うこととし、保険者を支援することが必要である。」と整理されました。

保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、これまでの給付適 正化主要5事業を3事業に再編するとともに、実施内容の充実化を図ります。



▶ 県の取組

県は、国の指針や市町村の取組目標等を参考に、県国保連と連携し、市町村の介護給付 適正化の取組を支援します。

介護サービス事業者に対する指導・監査を実施するとともに、より効果的・効率的に取 組を進めていくための手法の検討や先進的な取組事例等を情報収集し、市町村と共有化し ます。

事業	事業名	,,, ,		
番号	(事業主体)	事業内容		
188	介護給付等費用適正化	介護給付適正化主要3事業を実施します。		
100	事業(市町村)			
	介護給付適正化推進 特別事業費国保連補助 (県)	神奈川県国民健康保険団体連合会が行っている「縦覧点検・医療情報		
		との突合」に対し補助金を支出し、国保連介護給付適正化システムを活用		
		して事業内容の拡充(事業実施月数、縦覧点検帳票の拡大等)を図るなど、		
		効率的・効果的な事業を実施する保険者を支援します。		